

新庁舎落成記念特集号



東京高裁広報・東京地裁広報

昭和59年8月1日



(東面遠景)



(南面ディテール)



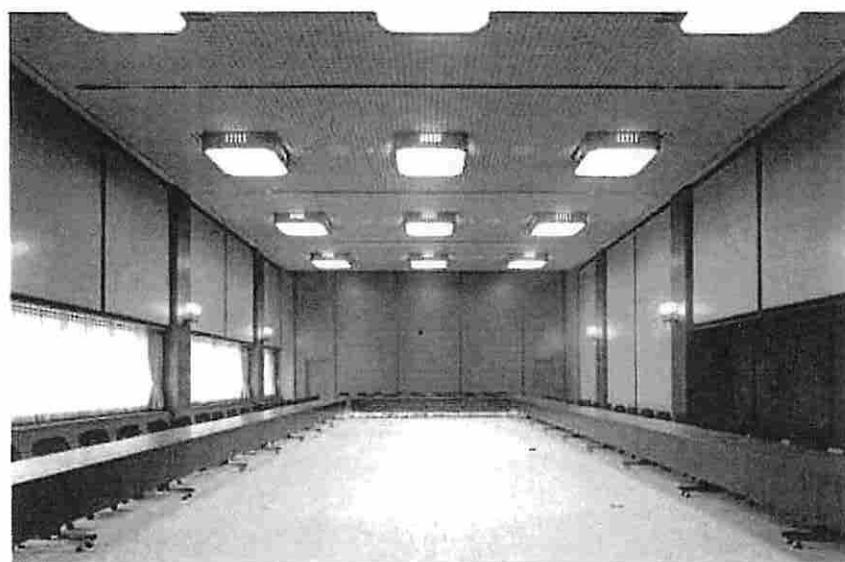
(南西面全景)

目 次

| | |
|--------------------|---------|
| 新庁舎落成式から | 1 |
| 式　　辞 | 大内恒夫　2 |
| 祝　　辞 | 寺田治郎　3 |
| 祝　　辞 | 住　榮作　4 |
| 祝　　辞 | 石井成一　5 |
| ~~~~~ | |
| 新庁舎の落成を祝う | 西村宏一　6 |
| 東京地方裁判所と私 | 井口牧郎　7 |
| 新庁舎の落成に寄せて | 千葉和郎　9 |
| 庁舎新営計画のあれこれ | 中村修三　11 |
| 築地仮庁舎から新庁舎まで | 岡田光了　14 |
| 庁舎新営工事の経過報告 | 鈴木武利　16 |
| 新庁舎謡歌五首 | 安部　剛　21 |
| 新庁舎偶感 | 早川義郎　22 |
| 建物概要と仕上材料について | 深谷健雄　26 |
| 新庁舎の電気設備計画の基本方針と特徴 | 浦上裕雄　27 |
| 新庁舎の機械設備について | 菅谷　健　28 |
| 現場雑感 | 新井勇一　30 |
| ~~~~~ | |
| 春　　光 | 宇野竹甫　32 |
| 調停事務と新旧庁舎 | 笠原慎　33 |
| 執行官と新旧庁舎 | 橋村春海　34 |
| 座談会「旧庁舎時代を偲んで」 | 36 |
| 新庁舎での日々 | 村重慶　43 |
| 新庁舎に入つての感想 | 木村幸好　43 |
| 新庁舎アラカルト | 下田貞夫　44 |
| 新庁舎雑感 | 岸本文康　45 |
| 新庁舎あれこれ | 太田武利　46 |
| 近代的な裁判所 | 森　順一　47 |
| 編集後記 | 48 |



(落成式において祝辞を述べられる寺田最高裁判所長官)



(大 会 議 室)



(大合議法廷)

新庁舎落成式から

東京高等裁判所、東京地方裁判所、東京簡易裁判所及び東京第一、第二検察審査会の合同庁舎が、本年四月完成をみるに至り、去る五月三十一日午前十時三十分から新庁舎十八階の大会議室において落成式が挙行されました。

式は、寺田最高裁判所長官、住法務大臣、石井日本弁護士連合会会长をはじめ、法曹各界を代表する来賓多数の御臨席のもとに、大内東京高等裁判所長官の式辞に始まり、川寄最高裁判所事務総局総理局長の工事経過報告、新庁舎建設に当たって功労のあった工事関係者らに対する感謝状の贈呈と進み、そして、来賓の方々から御祝辞を賜つたうえ、最後に工事関係者代表の謝辞をもつて、簡素ながらも格調高い雰囲気の中に無事終了しました。

ここに、落成式の概要を御報告するとともに式典において述べられた式辞及び祝辞を掲載する次第です。

式 辞

東京高等裁判所長官 大内恒夫

本日ここに最高裁判所長官をはじめ来賓多数の御臨席を得まして、東京高等裁判所、東京地方裁判所、東京簡易裁判所及び東京第一・第二検察審査会合同庁舎の落成式を挙行する運びとなりましたことは、まことに喜びにたえないところであります。

ここに完成いたしました新庁舎は、中央官衙整備計画の基本方針に基づき、旧最高裁判所庁舎跡地に建てられたもので、最高裁判所の設計、最高裁判所及び建設省の監理のもとに、十四にのばる企業体が一致協力して施工にあたり、昭和五十四年七月の着工から約五年の歳月をかけて本年四月すべての工事を終わり、完成を見るに至ったものであります。地上十九階、地下三階、延床面積約十三万六千平方メートルというこの庁舎は、わが国の裁判所の建物としては、最大の規模のものであり、法廷部門を低層階に、事務室部門を高層階に配置するなど機能的な面の整備とともに、耐震、防災等に関する最も最新の設備を施した画期的なものであります。

東京高等裁判所がこれまで執務して参りました庁舎は、昭和十年に東京民事地方裁判所庁舎として建設されたもので、戰後日本の憲法の施行間もないころは、最高裁判所も同居していたなど数々の思い出を秘めた庁舎であります。昭月の経過とともに老朽狭隘化が著しく、また、東京地方裁判所等が執務しておりますので、各所に分散して不便が甚だしく、一日も早く首都の裁判所にふさわしい庁舎を新設することが強く望まれていたのであります。幸い、この度、高、地、簡裁を一体とした合同庁舎が完成しましたが、これにより、これまで訴訟関係者はじめ多くの方々におかけしてきた不便が解消されるばかりでなく、円滑な裁判の運営に資するところが多大であると信じております。

申すまでもなく、裁判の仕事は、どんなに立派な施設を作ろうとも、またいかに制度を整えようとも、結局、その結果は、その仕事に携わる人間の努力にまつはかありません。最近、国民生活や社会事情の激激な変化とともに、裁判所に提起される各種事件はますます複雑、多様化の度を加え、司法の役割はいよいよ大となつております。私たちは、この機会に、あらためて裁判所に課せられた使命の重大性に思いをいたし、さらに清新の気をもつて職務に精励し、より一層国民の信頼と期待にこたえて参りたいと思います。

終りに、この庁舎の新設に多大の御尽力と御配慮を賜りました関係各位並びに幾多の困難を克服してよくこの工事を完成されました工事関係者各位に対し、心からの謝意と敬意を表しまして、私の式辞といたします。

祝

辞

最高裁判所長官

寺田治郎

本日、ここに、東京高等裁判所、同地方裁判所、同簡易裁判所、同第一及び第二検察審査会合同新庁舎の落成式が挙行されるに当たり、お祝いを申し述べる機会を得ましたことは、私の深く喜びとするところであります。

これまで、東京高等裁判所は、昭和十年に東京民事地方裁判所として建設された庁舎を使用し、東京地方裁判所は、昭和三十七年に建設された同裁判所の刑事部庁舎を中心として、数箇所に散在する庁舎を併せて使用してまいりましたが、いずれも、年ごとに老朽と狭隘化の度を加え、特に、東京地方裁判所においては、庁舎が各所に分散していたため、種々の点で不便を免れず、かねて新庁舎の建設が強く望まれていたところであります。

この度、この念願が実を結び、司法部ゆかりの最高裁判所旧庁舎跡地に新庁舎のしゆん工を見るに至りました。この新庁舎は、皇居周辺の景観との調和にも配慮して計画され、大裁判所としての特質を考慮した最新設備を完備し、かつ、司法部の建物としてはこれまでにない規模を有する機能的な高層建築物で、正義の殿堂として長く護るが間にその威容を誇ることと信じます。新庁舎の落成について心から慶祝の意を表しますとともに、その建設に当たり御支援と御協力を賜りました関係各方面の方々に対し、深甚の敬意と謝意を表する次第であります。

裁判所の取り扱う事件は、最近の社会情勢を反映して、従来にない複雑困難な問題を含むものが多くなつてきております。私どもといたしましては、これまで以上に工夫と努力を重ねて事件の適正迅速な処理を図り、裁判所に寄せられた国民の期待と信頼にこたえていかなければならぬと思います。裁判官をはじめ職員各位におかれでは、この喜びの日を契機として決意を新たにされ、それぞれの職務に一層精励されますよう切望してやみません。

また、御臨席の各位におかれましては、司法の重要性を御理解くださいまして、今後とも、裁判所のため一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これをもちまして、私の祝辞といたします。

祝

辞

法務大臣 住栄作

本日、東京高等裁判所・東京地方裁判所・東京簡易裁判所及び東京第一・第二検察審査会の合同庁舎の落成式が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し述べる機会を得ましたことは、私の深く喜びとするところであります。

本日、ここに新庁舎の落成式を迎えた東京高等裁判所を始めとする各裁判所及び各検察審査会は、我が国司法の重要な一翼を担い、よくその使命を果たしてこられたのであります。この度、この役が闇の最高裁判所旧庁舎跡地という由緒ある場所に、近代技術の粋を結集し、司法の殿堂にふさわしい庁舎の完成を見るに至りましたことは、誠に御同慶に堪えないとござりてあります。庁舎新設に参画された関係各位の御努力に対し深甚な敬意と祝意を表するものであります。

この明るい近代的な庁舎の完成は、職員の皆様はもとより、訴訟関係人を始めとする関係各方面にも多大の便益をもたらし、その寄与するところは誠に大なるものがあると存じます。

新庁舎の下で勤務される職員各位におかれましては、今後とも一層職務に精励され、我が国司法に寄せる国民の信頼と期待にこだえられますよう念願いたしまして、私の祝辞といたします。

祝 辞

日本弁護士連合会会長

石井成一

只今ご紹介を載きました日本弁護士連合会会長の石井成一でございます。本日、東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎の落成式が開催されるにあたり、日本弁護士連合会を代表してお祝いの言葉を申し述べる機会を得ましたことは、私にとって大変光栄に存するところであります。

裁判所におかれましては、かねてから新庁舎建設の要を痛感され、関係各位におかれて、いくたびかの検討を重ねられました結果、ここにめでたく落成式を迎られましたことは誠にご同慶に堪えません。

近代的感覚と設備を兼ねそなえた新庁舎は、内容・外観ともに申し分なく、先進諸国裁判所施設の中でも、もつとも優れた庁舎の一つとして位置づけられるものと存じます。正に「司法の殿堂」にふさわしいものと拝見しております。

ところで、国民の法に対する意識も人権思想の昂りとともに、伝統的なものから徐々に脱皮しつつあることを看過することができません。

数多くの立法や法改正は、今までなく、新しい形態の、また多数当事者の訴訟や紛争も次第に増加しております。

このような情況下において、われわれ司法にたずさわる者としては、社会の進展とそして新しい要求に対応して、適切に対応し、人権を擁護し社会正義の実現を目指して、一層国民の期待に副うべき責務のあることが強調されねばなりません。どうか、これを機会に新庁舎の管理運営に万全を期されますとともに、新庁舎がその機能を十分に生かして、国民のための司法を目指して、名実とともに「司法の殿堂」が築き上げられますよう念願いたします。我々弁護士もこのため大いにご協力申し上げたいと存じます。

終りに、本日ご列席の各位とともに、新庁舎の完成を心からお喜び申し上げ、益々のご発展をお祈りし、私の祝辞といたします。

新庁舎の落成を祝う

西村宏一

裁判所庁舎として世界に誇るに足りる東京高・地・簡裁・検審の新合同庁舎が完成し、職員一同の感激の念と新たな決意のこめられた落成式が行なわれたことを、造か筑装の地より、心からお祝い申し上げます。

思えば、準備段階から建築着工、完成へと

はば十年の歳月の間、最高裁、東京高・地裁の関係当事者の方々（その多くは、何代かにわたるでしょうが）のご苦労、ご努力に深く敬意を表したいと存じます。それだけに、落成式に臨まれた方々の感慨は、また一入であつたことと推察いたします。

私は残念ながら落成式に参列することができませんでしたが、それでも新庁舎において一ヶ月余勤務する幸運に恵まれました。新庁舎は、高層建築なるが故に必然的といえる若干の不便さ、関係担当者の交替に伴つて生じがちな見解の相違や全貌の把握困難な段階であっても確定せざるを得ない作業手順等に起因する些かの瑕疵などがあるとしても、全体としてみれば至れり尽せりの配慮がなされており、執務環境としても快適であつて、これ以上を求めることは得難望蜀ということになります。

私は我が國の裁判所の仕事振りは、世界的

ものではないかと考えております。そして、東京高・地・簡裁は、日本の下級裁判所の頭であるといつてもよいでしょう。それだけに、この世界に冠たる庁舎に相應しく、今後更に一段と精彩のある活躍と成果とを披露していただきたいと、切に念じ期待する次第です。

ところで、裁判所にはこれまで新しい難問を含む訴えが次から次へと提起されてきており、これからも変ることはないと思われます。国の三権の一である司法権は、他の二権である立法権、行政権と対立する関係にあるといつても、三権ともその目的は一であり、国家、国民の安定、健全な発展に奉仕するものであることは変わりません。ただ、裁判所は具体的な争訟において、法に基づき認められるべき権利を保護するということをその任務としており、法と事実の判断において、いかなる方向からも批難、圧力に耐えて、いかなる方向からも見離されることになるでしょう。この帝都の中でも最も秀麗な土地に壮大な超然、毅然として挺立するがざる新庁舎の如きでなければならぬといえるでしょう。

この根本を見失うことがあるとすれば、国からも国民からも見離されることになるでしょう。この帝都の中でも最も秀麗な土地に壮大にして高雅な庁舎を設けることができたのも、国及び国民の司法に対する信頼があればこそであります。私ども裁判所に職を奉ずる

ものとして、現在勤務裁判所がどこにあるかを問わず、東京の新庁舎を司法のシンボルとして誇りとし、更めて右のことを銘記すべきではないかと考える次第です。

お祝いの言葉を終るにあたり、新庁舎で過

した当時いたずら書をした漢字の歌文（到底詩と稱しうるものではありません）を、二、三恥を忍んでご笑賞に供し、私の新庁舎においての感動と愛着の思いをおくみどり頂ければ幸存する次第です。

於新庁舎迎新登

遠望豊岳白雲幽
宿看官衙接似流

清氣洞堂春深室
茲期戰事注新登

天鏡銀砂相映洁
墨痕雄勁秀峰鮮

寄西窓觀宮塔夕景

西苔空下彩霞烟
陽欲沈山煙朱燃

如きてなければならぬといえるでしょう。

この根本を見失うことがあるとすれば、国からも国民からも見離されることになるでしょう。この帝都の中でも最も秀麗な土地に壮大にして高雅な庁舎を設けることができたのも、国及び国民の司法に対する信頼があればこそであります。私ども裁判所に職を奉ずる

東京地方裁判所と私

待望久しき東京高地簡の合同庁舎はみごとに完成した。この庁舎の建設を企画し、計画を推進し、更にその実現のために努力された数多くの関係者と、永年にわたり旧庁舎の中で苦労を重ねて来られた先輩職員の方々のことを思わずにはいられない。

新庁舎の完成直後に就任した私に、この庁舎のことを語る資格はないのであるが、その完成の時にたまたま出くわし、ここに勤務する幸運に恵まれた我々の責務といふべきであろう。

私は、戦後間もない頃、最高裁判所旧庁舎（元大審院庁舎）の休復工事のさ中に裁判所に入り、この度が國地区にある裁判所の庁舎の戦後の変遷をつぶさに見守ることができただけに、今この巨大な裁判所に日々勤務している、過ぐる二十数年を思い、深い感慨を覚えずにはいられない。

旧高裁、地裁民事部の庁舎には、当初最高裁判所が同居していて、最高裁判官と我々

司法修習生が同じエレベーターに乗り合わせ

ることも珍しくなく、おぼろげな記憶の中にこのことが深く印象づけられている。この庁舎は、戦災を免れた戦前の本格的建築であつたが、戦後は、戦災を重ねて来られた先輩職員の方々のことを思わずにはいられない。

この度を語る資格はないのであるが、その完成の時にたまたま出くわし、ここに勤務する幸運に恵まれた我々の責務といふべきであろう。

私は、戦後間もない頃、最高裁判所旧庁舎の特色を十二分に活用し、これを存分に使いこなすことこそ、先人の努力に報いるやうんであり、それが我々の責務といふべきであろう。

私は、戦後間もない頃、最高裁判所旧庁舎

昭和二十五年に判事補に任命してから、民事部に所属し民事部に二年余り勤務したのち、当時でも余り例はなかったが民事部に移り、直ちに統一公判前のメーデー事件の審理に関係することになる。この事件の審理には、最高裁判所に近づき難い偉い存在であつた。

一方、皇居寄りに建築されたばかりの木造二階建の旧々刑事庁舎は、当時の経済状況の下では致し方ないことであったが、所詮仮庁舎の城を出るものではなく、刑事室で合議を傍聴していくも、この粗末な部屋のおかげで、裁判官方にかえつて親近感を覚えたような気もする。この庁舎では、建付のよくなない器具と相まって、廊下を歩く足音が法廷に入り込むことなど余り気にならない程ざわついた穿

闇気の中で、当時の世相そのまゝの数多くの犯罪が処理されたのであった。この庁舎の前庭の一角に一段と古ぼけた木造三層建の建物が残っていて、確かに執行吏役場等が使っていました。そのように思うが、これが、なんと昭和四年に水田町に移転した府立一中の日比谷校舎の名残りであると聞いて、よくあの大きな戦災の中で焼け残っていたものと、個人的な感慨にふけったものである。

井口牧郎

（福岡高級長官・前東京地裁所長）

たといつてよい。それでも、当時の世相を反映したいくつかの公安事件は、傍聴席の数や法廷審議の関係があつて、古い圖書館棟の大形法廷を使用するのが常であつた。こうした快適な生活は約二年ばかり続き、初めての地方への異動によつて私の判事補としての東京地勤務を終る。

を示したことが入札制を原則とする民事執行法の制定の一因となつたことを思うと、まさに感概深い。

執行部勤務を経て民事通常部に移るに当たり、刑事部合掌南側に増築されたいわゆる第2庁舎に入った。文字どおり老朽合掌から新庁舎への移転であった。この年は、新任判事補を東京二院から吉野寅成する、つまら升進補を東京二院から吉野寅成する、つまら升進

思えば、私の裁判官生活は東京の裁判所の
所長の交換の間を見えつ隠れつしながら推移
して来たことになる。私は、この所長の
て解かにその間の歩みを思い返してい
る。

新庁舎の落成に寄せて

千葉和郎

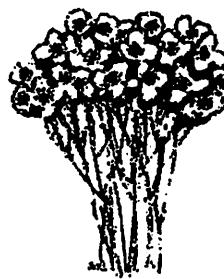
むにつれて、付近の景観との調和も一そく深まり、近隣の中央官衙の中で群を抜いた異彩を放つことになる。

新庁舎の内部も最新の技術が駆使され、大小の法廷・調停室・会議室・裁判官室、各種事務室等の配畳や構造にこれまでの経験を取り入れられて機能性が高められ、付風の備品も設備も近代的なものが備えられ、地震等の災害に対する安全性や警備上の異常事態についての対応策も確保され、快適な執務環境が実現される。

新庁舎正面玄関ホールの中央に、最高裁判所旧庁舎の同様の位置にあったシャンデリアが輝きをまして飾られ、また十八階大会議室壁面の照明灯にも同様の工夫がなされているのはまさに周到適切な配慮と申すべきでしょう。

このたび 東京高等・地方・簡易裁判所及び同第一・第二検察審査会の合同庁舎の新營工事が見事に落成しましたことは、まことにおめてたく、大内官長をはじめ、長年新庁舎の完成を待ち望んでおられた職員の皆様のお悦びもさぞかしと察せられ、心からお祝い申し上げます。

新庁舎は霞が関の司法ブロックとともにうべき一角の、赤レンガ建てであった最高裁判所旧庁舎跡地に、上品な穢いページュの壁面を輝かせる地上十九階・地下三階の威風堂々たる高層建築物で、法廷部門を低層階に集約し、その部分の外壁に工夫を凝らしたデザインが効を奏し、重厚で気品に満ちた、しかも近代的のセンスを感じさせるビルとしてそびえ立っている。昨年十一月事務的な移転が終った直後、詳細拝見させて頂いたが、屋上からは、遠く南西に高士山を、北東に筑波山を、東から南には東京湾を距てて房総の丘陵を、南から西にかけては相模・丹沢の山や丘を望み、皇居周辺や日比谷公園の木の緑も間近く、北にやや離れて高台に一列に並ぶ国會議事堂・國立国会図書館・最高裁判所・國立劇場の建物が見られる。今後隣接地帯の整備が進



むなど、複雑困難の度を増し、
その迅速適正な処理のために
は裁判官も職員も一体となつ
た工夫と努力とが要請されて
いるところです。

「居は氣を移す」といわれま
す。氣品に満ち重厚さと威嚴
を感じさせる新庁舎のたなず
まいは、助れる当事者に思わ
ず襟を正す思いを抱かせ、執
務する人達にも行動に品位と
慎重さを促すことになるでし
ょうし、またその機能性は創
意と工夫を生き立てるでしょ
うが、一面余りの機能性は各
人が自らの部屋に籠り切りに
なつて、相互の切磋琢磨が薄
れ、当事者への配慮にも欠け
るところが生じがちで、いわ
ゆる官僚主義の独善に陥るお
それなしとせず、さらに努力
と配慮とが望まれます。

新庁舎の落成に当たり、ここ
に執務される皆様方が決意を
新たにされ、それぞれの職場
で、その環境と同様に素晴らしい仕事
をされて国民の期待
と信頼に応えますよう念
願してやみません。

(東京家裁所長)

庁舎新設計画のあれこれ

中 村 修 三

(はじめに)

在朝在野を含めて待望しかつた東京高地
簡、検審合併新設について、その具体
的な計画の作業が開始されたのは、私が東京
高裁事務局長になつてからほば一年後の昭和
五十年九月頃ではなかつたかと思います。す
なわち財務局からその项事情聴取の中入れ
あり、それからことが始まつたわけですが、
その時、私ども高裁事務局の幹部一同は「つ
いに来るべき日が来た」という喜びと緊張感
の入りまじつた一種の興奮につつまれたこと
を覚えております。しかし、それも東の間、
それからのちは連日連夜基礎資料の作成や説
明に追われ、さらには東京地裁や最高裁経理
局との打合せ等に明け暮れることとなりま
した。その頃私は友人たちに「最近ばくは建築
屋になりましてね」とよく冗談を言つたもの
です。

工事は、幸いにして念願どおり最高裁直営
で一切を施行することにきまり、ユーワーとして
ある高地簡裁の意見十分にとり上げるの
意向が示されましたので、私どもは国民の親
しみやすい明るさと柔らかさがあり、しかも
法の殿堂たるふさわしい威厳と風格を備え
て、その迅速適正な処理のために
は裁判官も職員も一体となつ
た工夫と努力とが要請されて
いるところです。

た庁舎を作つて頂こうという大方針のもと
に、設計プランその他もろの問題に取り
組むことにいたしました。

たしか昭和五十四年七月頃に着工の運びと
なり、私は基礎工事中の昭和五十五年九月に
事務局長の任を離れましたが、以下思いつく
ままにその間関係者の間で苦楽を共にしなが
ら取り組んだ問題点などを記してみたいと思
います。

(新庁舎のフォーム)

まず最初に、新庁舎のフォーム(型)をど
のよくなものにするかが大きな課題となりま
した。最近新設された名古屋、仙台、大阪等
の合併庁舎に倣つて、法廷棟と事務棟とを
応分離してこれを併立させる形をとるのがあ
つとも適当であると考えました。年齢の
裁判官などから高層ビル形式は何となく気持
が悪く、また法廷に向うのにエレベーターに
よる縦の導線に乗せられるよりはやはり横歩
きで行ける方が安心であるとの意見も出てい
ましたので、当所一型とかの字型、口の字
型などを含めてA、B、C、Dの四案が考案
されました。敷地の形状とその面積及びコ
ストの関係などから結局下層に法廷を置き、

その上層に事務部門を積み上げる重箱型の高
層方式であるA案によることとなりました。
年齢の裁判官の間には落胆の色がかくませ
んでしたが、「ばくたらの多くは完成までに定
年が来てしまふのだから、もうこれ以上中村
君を困らせないことにしよう」というような
次第で、この件は落胆をみました。

さてそれからもまだ大変であります
て、A案はさらにその1ないし15という具合
に変転し、官廳関係者らによる粒々辛苦の設
計作業が重ねられた結果、ようやく現在みら
れるフォームに定まつたわけですが、早なる
四角四面の高層ビルではいるか風格に欠け
ますので、いつかの円柱を外に露出させ
る古典的な趣向なども頗るしてみましたと
ころ、コストの関係などからそれは無理とい
うことで、その代りに下層部分の表側と裏
側に括りを取りつけ、腰のついた建物とい
う感じを出すための工夫が加えられました。
なお、右の設計によりますと、新庁舎は地
下三階、地上十九階、延床面積約十三万平方
メートル、高さ約九十九メートル、間口約百三
十メートル、奥行約七十七メートルという巨大
な高層ビルになりますので、年齢者ならずと



築地仮庁舎から新庁舎まで

岡田光了

なぜか私は、東京地裁の歴史的な引起しに繋がある。

昭和三十六年晚秋、地裁判事部が、築地からき橋の近くで旧海軍經理学校建物をそのまま使っていた仮庁舎から、待望の新築成した祝田橋角の今では旧庁舎といわれる建物へ移転した際には、私は任官七年目の特例裁判官補で刑事四部の陪席であった。それから二十一年の歳月を経た昭和五十八年十一月から一二月にかけては、またまた旧庁舎から規模世界一の新庁舎への移転に、刑事部所長代行(刑事一部兼務)としてめぐり遇った。ふりかえって無量の感慨なきを得ないが、その一部を書き留めておこうと思う。

築地の仮庁舎は旧海軍の建物だけあって後庭の一部が隅田川に面してカッターの揚収施設が残るなど、海軍子弟学生帰りの私としてはなつかしい思いをそそられたものであるが、マイコートなる單独事件(いわゆる撲殺事件)法廷は、ベニヤ板で仕切られている点はともかくとして、その壁の脛のあたりがタイル張りであった。ひょっとして便所の跡ではなからうかと心配になつて調べてみたら風呂場の跡であることが判明し、それなら清

この位置だと証人は発問者と正対して証言することとなる大きいメリットがある反面、裁判官席からは主としてその横顔を見ることがなり、ことに最も遠い側の陪席裁判官はかなり見にくく、總じて証人の表情が十分見えないというデメリットがあり、証言台を聞く角度を変えるなどの工夫をする部もあった。その他の、事件によって配慮を要する証人保護の見地からの支持説、証人の頭を傍聴席にさらす点の評価からの反対説等々、色々議論のあつたところであるが、結局、新庁舎法廷から証人は姿を消すこととなつた。私は、ずっとそれには慣れきったので、メリットの面の印象が強く、またあの位置での様々の個性をもつた証人像の思い出もあり、惜しい気がしてならない。

證が因縁では日常左右入り乱れてのラウドスピーカーによる騒音に悩まされているが、裁判所周辺となると裁判官のアピールやら抗議やらの巨響力が執拗に巡回する場面が往々発生する。旧庁舎では一、二、三階の法廷、場合によつて七階の法廷までこの被害をこうむつた。法廷内の発言が聞えにくくなるのを始め、審理進行が妨害されることが多い。多くは都參院による許可を得てゐる由でなかなか即効性のある取締りの効果がなく、被害をうける公判部では種々検討の末に「法廷等の秩序維持に関する法律」第二条を発動することとなつた。ラウドスピーカーの騒音が法廷内に烈しくひびいて密りの

築さの点では問題なしと一応納得することとした。ただ天井のしつくい一部がはがれて垂れ下がつてゐるのは頂けない光景で、開廷毎にそれを見上げて今日はまだ大丈夫だなと確認しながら審理を進めた。

酷暑の候になると、冷房などないので法廷の窓を開けることになるが、東京湾の潮風に拂てた壳春防止法違反指導処分判決官渡の情景などがよみがえつてくる。

判事室でも合議中、裁判長の肩にパサリと白い粉が降つてしまつたことがある。見上げると天井の塗料がはげ落ちたのであった。

このよの暮しよりの所から、日比谷公園や皇居の松林に隣接する祝田橋角の八階建の近代的ビルディングに引起してきたのであるから、長屋から大名屋敷に入った位の感概があつた。

室のたたずまい、諸調度の新しさに目をみはり、これなら合議も記録読みも質量ともにメートルが上がるだろうと思える程であり、床には当時最新の建材であつたPタイルがし

妨げになると認めた当該裁判官が、その中止命令とこれに従わない場合の拘束、消毒措置の警告を書面で発する、その書面を木札に張りこれを裁判所職員が宣伝カー乗員に示す、従わなければ強制措置という順序になる場合であるが、概ね中止命令を示した段階でやめるか、急いで立ち去るかで落着したようである。新庁舎の法廷では外部の騒音を十分に遮断する構造になつてゐるので、この法律による対応の風景は見る由もなくなつたわけである。

七百一号法廷のことにも触れておこう。これは旧庁舎七階にある最大の法廷で、概ね大型の要多數開廷事件の審理に用いられたものであるが、この裁判長席には、ロッキード丸紅ルート事件の百九十一回を始め、私も随分坐つたことになる。

この法廷の構造についていと、新庁舎一階の大法廷と比べて総長で、裁判官席はやや高く、これとペーとの間のスペースはやや広い。傍聴人席は八十六と多数であつたが、法廷に坐ると(慣れてから話してあるが)、一べつして法廷内全部が視界内に入り、すみずみまで把握したという実感で訴訟指揮を進めることがでた。この実感の由来するところは

相は異なるであろうが、どういふことになるか少し心配である。

めの際の参考にされたようである。

ところで記者諸君としては分秒を争う取材競争の面があつて、本社への送稿のためかなり頻繁に出入りすることとなる。これはある程度止むを得ないが、法廷の静謐さに対しても相当に苦を及ぼしかねない。そこで或る時司法記者会に「開廷中の記者の出入りは最小限にとどめ、ぬき足さし足忍び足で行うこと」と申し入れたことがあり、かなり自衛の効果はあつたと思うが、廊下に出てから階段をかけ降りるかけ足のところは語り草になつてゐる。新庁舎の大法廷は一階にあるから様相は異なるであろうが、どういふことになるか少し心配である。

終りに法廷外で日常勤務した室のこと。

旧庁舎五階の刑事一部裁判室は四階の所長代行室も建物の

「一位」、皇居のお濠、松林、丸の内ビル街が窓一杯にひろがり、窓を訪れる人は皆、室の中に居る人間をほめることなく専ら景色のよさをほめていたものである。新庁舎刑事部所長代行室

階の大法廷と比べて総長で、裁判官席はやや高く、これとペーとの間のスペースはやや広い。傍聴人席は八十六と多数であつたが、法

境と裁判官席の高さの点であつろう。この周辺の緑とはるか遠くまでのビル群が遠近法で壮大に展開して、訪れる人はまたまたそれその見晴しのよさを賞賛している。このような一大パノラマの眺めも素晴らしいが、旧庁舎代行室の

窓の窓の一画におさまつた自然と人工の調和の風景もまた見事であつたと想い起してゐる。

この経験が新庁舎一階の大法廷記者席数を定

きつめられ、食事品扱いで水をこぼさないよう注意せよという御触れも極めて自然に受け取られた。

その幸福感もまださめない半年後には転勤でこの庁舎から出ることになったが、その三年後に再び入り(刑事二十六部右陪席)、翌年夏には転出して約六年後に三たび転入、刑事十八部二係を経て昭和四十八年夏に刑事一部に移り、爾後裁判長として旧庁舎の最後まで過したという経過となる。

ここで過した合わせて十三年余の間に、三階單独法廷、五階合議法廷、七階合議大法廷などを充分使わせて頂いたが、構造、設備など点から旧庁舎限りの思い出となるであろうこととを二、三書いておこう。

一つは特別製の証言台のことである。

どの裁判所でも証言台は旧来、裁判官席の真前におかれ、交互尋問の発問は証人の左側からなされるという形になつており、被告の陳述台をも兼ねているのが通常である。

ところが、旧庁舎の刑事部に限り、可動式椅子付証言台が作られ、英米法廷のひそみにない裁判官席の左から右の斜横に置かれたのである。

庁舎新営工事の経過報告

鈴木武利

はじめに

このたび完成しました東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎については、すでに、高裁判報誌をはじめ、専門誌、業界紙などにより報じられておりますが、内容が断片的であつたり、また、余りにも専門的になり過ぎた感があると思われる所以、この機会に庁舎新営の計画から工事の完成に至るまでの経過を、まとめて述べてみたいと思います。

工事の経過については、最高裁判所川崎経理局長から新庁舎落成にあたり報告された工事経過報告のなかに、庁舎新営に至るまでの経緯をはじめ、建物の概要、特徴などが細かに述べられていますので、全文を掲載させていただき、一部重複するところがあると思いますが、主なる工事について内容を補足説明したいと思います。

川崎経理局長の工事経過報告

東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎の落成にあたり、工事の経過をご報告申し上げます。

東京高等裁判所、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所の旧庁舎は、老朽かつ狭隘な工事間であります。この間、無事故、無災害で今日新庁舎の落成をみるに至りましたのは、ひとえに鹿島・三井・住友建設工事共同企業体をはじめとする工事関係各社の優秀な技術とご協力の賜物であります。ここに厚くお礼を申し上げますとともに、これまでに寄せられましたご臨席の各位の深い御理解にも深甚の謝意を表するものであります。

以上をもちまして工事の経過報告といたします。

昭和五十九年五月三十一日

最高裁判所事務総局経理局長

建築の躯体及び外装工事

庁舎の新営工事は、昭和五十四年七月二十一日、建築第一期工事の着工により開始され、まず、最高裁判所旧庁舎（赤れんが庁舎）の地中埋設基礎の撤去をはじめ、新営工事に支障をきたす一部旧庁舎の解体、撤去を行ない、同年月中旬、土工事に着手しました。深さ約四メートルまでの土砂を掘削する第一次根切工事が始まって間もなく、地層が極端に変る砂層が現れ、更にその下にコンクリートの基礎が認められました。おそらく、これらの砂やコンクリート基礎は、建物の重量を支えるためにとられた軟弱地盤の改良工法と考えられ、当時の建築技術水準の高さをかいて見ることができます。現在の地盤改良にも劣らぬ工



が著しく、しかも、震が関地区内の各所に分散しておりましたため、関係者に少なからざる不便をかけてきたところであります。昭和四十九年五月、最高裁判所が新庁舎へ移転したのを契機に、その跡地に合同庁舎を新営する計画が策定されるに至つたのであります。その後、昭和五十一年十一月、建築審議会から中央官衙整備計画の基本方針が答申されたのを受け、新庁舎の位置、構造、規模あるいは環境の保全、景観との調和、防災対策等について関係諸機関と協議を重ね、昭和五十四年七月、ようやく着工の運びとなつたものであります。

新庁舎の設計には、最高裁判所事務総局経理局營繕課があたり、また、監理は、最高裁判所と建設省が共同して担当いたしました。施工は、建築工事を鹿島・三井・住友建設工事共同企業体、電気設備工事を関電工・東光・新生建設工事共同企業体、空調設備工事を三機・朝日・一建設工事共同企業体、衛生設備工事を一工・齊久建設工事共同企業体、防災設備工事をホーチキ株式会社、受変電等設備工事を株式会社東芝、エレベーター設備工事を電気設備工事を株式会社日立製作所がそれぞれ担当いたしました。

着工以来、工事は順調に進み、昭和五十九年四月、総工事費四百四十億円余を要した新営工事のすべてを完了し、ここに新庁舎の落成を見るに至つたのであります。

新庁舎は、地下三階、地上十九階、塔屋一階、延面積十三万六千八十一平方メートル、最高の高さ九十二・〇一メートルであり、わが国の裁判所庁舎としては初めての高層かつ大規模なものであります。このため、建物の建築に際しては、近代技術を駆使して高い耐震性の確保と防災施設の完備を図るとともに、建物の周囲の緑化に努め、また、外装の色調を周辺の建物と調和させるなど付近の環境の保全にも意を用いたのであります。この新庁舎においては、裁判所がよくその機能を發揮することができるよう、法廷、調停室等を低層階に、事務室等を高層階に配置して動線の機能的処理を図り、詳細な案内表示と各種の身障者用設備を整えて関係者の利便を図るなどの配慮を加えるとともに、品位と重厚さを重視した意匠を施しております。その他の設備面においても、エネルギーの有効利用と省資源対策、快適な勤務環境の維持等に近代技術の粹を集めております。

着工以来、四年十カ月にわたる長い工事期法であると関係者一同感心しました。

第一次根切が完了すると、更に、第二次以降の根切に備えて、山止め用の地中連続壁工事にかかりました。この地中連続壁は、現場で地下階の外周に添つて、地表から約二十三メートルの深さまで、厚さ〇・八メートルの鉄筋コンクリート壁を設け、掘削によつて生ずる土砂の崩壊を防ぐとともに、地下階の外壁として用いる重要な構築物であり、総延長は四百メートルを越える大規模のものです。

そこで、施工にあたつては、十分な調査と工法の検討がなされ、安全と精度の確保が図されました。又、この時期（十二月中旬）本工事の現場監督及び、建築、電気設備、機械設備の現場に即した細部にわたる設計を行なうため、総勢二十七名の技官からなるプロジェクトチームを組み、設計、施工の一元化をめざして現場に常駐しました。工事も二年目を迎え、現場は工事用資材の搬入、土砂の掘削、搬出、重機類の搬入などに必要な仮設構築物の工事にかかり、長さ約百五十メートル、巾約七メートルの鋼製の通路と構台が二か所に平行して架設され、あたかも航空母艦の甲板を思われる壮大なものとなり、以降の土工事をはじめ、地下躯体工事に偉力を發揮しました。深さ約二十メートルに達する土砂の掘削、搬出が完了し、建物の支持地盤の耐力が確認され、基礎工事が終ると、直ちに地下三階の鉄筋コンクリート造の躯体工事に移りました。この工事は、仮設通路や構台を支える支

柱と、地下連続壁を互に突つ張る切染などに行く手を遮られ、困難を伴いましたが、施工業者の苦心の工法が実を結び、無事工事の終りに漕ぎつけることができました。

地下三階の躯体工事が完了し、鉄骨建方工事が始まり、鉄骨柱の頭が地上に現れたのは、昭和五十五年の暮れも押し迫った十二月下旬でした。この雨後の竹の子のような鉄骨柱群を眺めていると、建物の規模がいかに大きなものであるかが実感としてとらえられるとともに、これらの柱によって、地上十九階までの荷重を一手に引き受けることを考えると、「しっかりとたのむぞ」と大声で叫びたくなる思いにかられました。

明けて昭和五十六年三月末、地下二階の鉄骨、鉄筋コンクリートの躯体工事が完了し、地上階の鉄骨建方工事に必要な三基の重量物荷揚用のタワークレーンの組立てに入り、五月中旬に組み上がると、大規模建築工事の進行中の様子が、現場の仮囲いの外から眺められるようになります。

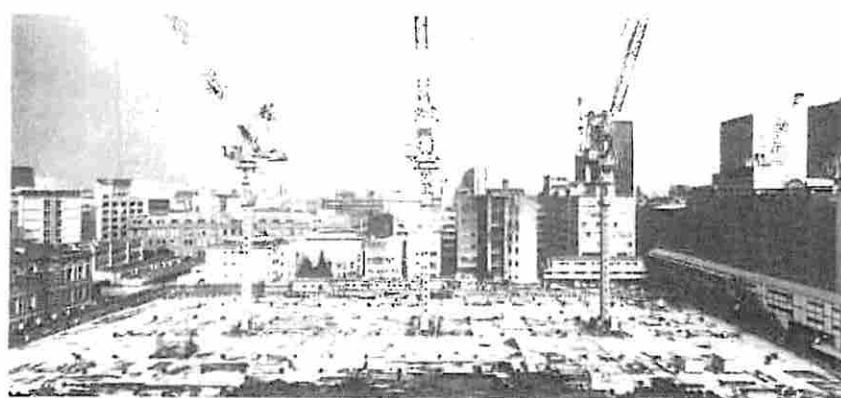
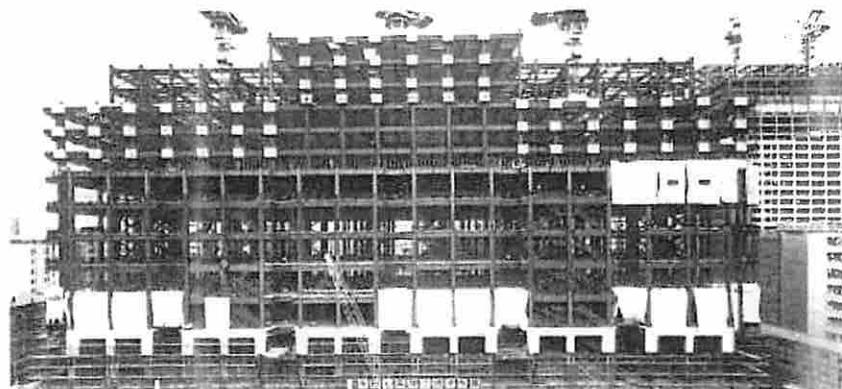
総重量約二万トンの鉄骨は、昭和五十七年三月末、無事建方を完了し、四月八日、上棟式を挙げることができました。この頃になると、遠方からも鉄骨の躯体が望見できるようになり、建物の規模もまた、明確になってきました。地下一階から地上二階までの躯体と、三階以上の床のコンクリート工事は、鉄骨工事の完了を待たずして昭和五十六年一月から始まり、鉄骨の建方の後を追いながら進められ、

六月空調設備工事と衛生設備工事が、七月に入ると電気設備工事、続いて防災設備工事が、それぞれ発注され、現場作業の開始とともに、工場において、各種機器類の製作が始まりました。更に、昭和五十六年三月、受変電等設備、エレベーター設備工事が発注され、最後に、昭和五十七年二月、電話交換設備工事の発注により、ここに、全工事の契約が完了しました。

現場は、建築工事が、昭和五十七年三月、地下三階の仕上工事を終ると直ちに、設備関係の据付工事が始まりました。この頃になると、現場の作業員も増えて、広い作業場も、だんだん活気を呈してきました。

工事は順調に進み、いよいよ上階の仕上げ工事に入ってきたが、仕上工事は、工事内容も多岐にわたり、複雑化するとともに設備関係の工事の進捗にも大きな影響を及ぼすので、ここで改めて建築・設備工事の工程表を見直し、これを一本にまとめた基本工程表を作成し、この基本工程表により各工事を調整し、効率のよい施工を実施することにしました。幸い、各工事の担当者は真剣に工程の監理にあたり、一千名近い現場作業員を完全に掌握し、順調に工事を進めることができ、予定どおり昭和五十八年十一月末、床と外構の一部が完成しました。

新庁舎への移転が完了すると同時に、敷地内の旧庁舎、仮車庫の取りこわし工事に着手し、建物の解体をまつて、残余の外構工事に



かりり、昭和五十九年四月二十六日、ここに全工事の完成をみることができました。

新庁舎の建築及び、設備の特徴については、川寄経理局長の工事経過報告、ならびに、工事担当技官により紹介される別稿に譲ることと、ここでは省略させていただきます。

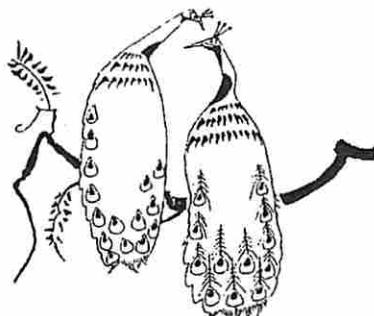
おわりに

新庁舎は、工事着工以来、四年十か月の長い工期でありましたが、予定どおり工事を完結させることができましたことは、ひとえに、東京高裁・地裁御当局をはじめ、職員の方々の工事に対する深い御理解の賜物と感謝いたします。

また、工事現場では、三百八十万時間を越える無事故という輝かしい記録を樹立することができます。工事関係者として、その喜びはまたひととおりあります。これは、施工関係者が一丸となつた徹底した安全対策と、現場管理が効を奏したものであります。

更に、新庁舎は、高層かつ大規模建築であり、技術的に幾多の困難な問題が横たわっておりましたが、各工事施工会社の技術陣が、優秀な技術力と、豊富な経験より生まれた新しい工法を用い、見事に、この難題を突破され、終始仕事に愛着と責任をもち施工に従事されたことに深く感謝しつつ、この稿を終らせていただきます。

（最高裁経理局営繕課首席技官）



もろびとの力こぞりて新しき世紀の法もここに生れむか

訥々と語る証言に聞き入りぬ午後の法廷の静寂のなかに

縁なす木々の彼方に浮きて建つ安定をえし姿よろしも

(日比谷交叉点にて)

そのかみの最高裁の跡どころいま新たなる時代をひらく

四年有半人の営為を凝りて建つ新しき庁舎今日仰ぎみる

安 部 剛

(東京高裁第十五民事部判事)

新庁舎讃歌五首



(正面玄関ホール)



(エレベーターホール)



(シャンデリア)

新序舍偶感

早川
義郎

借
原

1 落成式を終えて
四月末に新庁舎東側の外構工事の完成をみ
、東京高・地・簡裁及び第一、第二検察合
庁舎の新営工事はすべて完了し、五月三十

司法部
就き、後半のこく一船ではあつたが、この歴史に残るこのプロジェクトに参画し得たことは思いがけない幸運であつた。

一日大会議室において無事落成式を終えるに至った。関係各方面に対する新庁舎の披露は、昨年十一月の移転を前に特別公開という形ですんでいたため、この落成式は工事関係者らに対する感謝状の贈呈を中心とする内々のものとなつたが、最高裁長官をはじめ、法務大臣、日弁連会長等、法曹各界の長の列席を得て、式典は簡潔ながらも格調高く、張りつめた雰囲気の中に行われ、まさに新庁舎の落成を祝うにふさわしいものとなつた。この式典を無事にませ、これで新庁舎竣工に伴う行事がすべて終了したのかと思うと、さすがにほんととして肩の荷が降りるような思いがした。振りかえれば、東京高・地・簡裁合同庁舎の新営工事は、昭和五十四年七月の着工以来、実に四年九ヶ月の歳月と約四百四十億円の巨費を要して遂に完成を見るに至つたものであり、裁判所としてはおそらく二度と、少なくともここ数十年は、あるまいと思われるような大事業であった。私も昨年二月現職に

就き、後半のこく一帯ではあつたが、司法部の歴史に残るこのプロジェクトに参画し得たことは思いがけない幸運であつた。もつとも、私のしたことはといえば、これはまさに汗顎の至りで、先人の方々が敷いて下さったレールの上を他の人達に遅れまいとして無我夢中で走り抜けたにすぎない。新庁舎落成までの間に横たわつていたさまざまの困難を克服し、われわれの多年の念願を見事実現した今日の姿に結実させたその功績はすべてこれら諸先輩の方々に帰せられるべきであろう。また、長期間にわたつて新庁舎建設のために献身的な努力を惜しまなかつた高、地裁の職員の人達に心から深甚の感謝を、最高裁判事務総局の関係各位に対する謝意とあわせて申し述べたい。

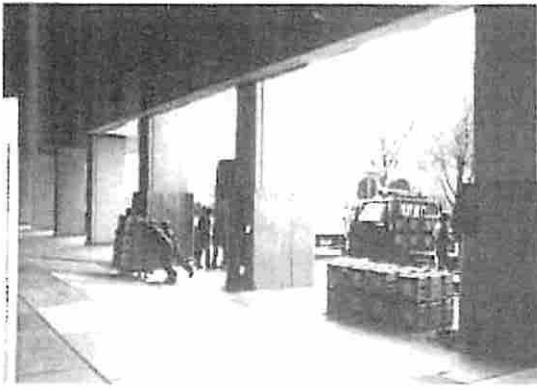
裁第三新幹線高架車庫を取り除いて構内道路や駐車場等を整備する外構工事がまだ残されており、この工事を昭和五十八会計年度中に終らせるためにはどうしても十二月上旬に新床舎への移転を終え、すぐにも外構工事にとりかからなければならぬということから逆算された一面もあり、果して決定されたこの移転時期までに本当に新床舎事が間に合うのかどうか不安がないではなかった。この時期、新床工事の進捗状況は、躯体工事が完了し、外部P.C板及びサッシの取付けが一、二階を除いて出来上がり、内部の仕上げ工事は全館とも下地工事を実施中であった。以後、矢口前高裁長官とともに建築中の新床舎に度々足を運び、ヘルメットをかぶり頭上の仮設物や足もとの器材等に気をつけながら工事の進捗状況を何度も現場に確かめた。工事が日に日に進んでいくさまに安堵感を覚え、そこに働く人達を頼もしく見守った。内部工事のピーク時には、千人を越す作業員が床舎内に入り、作業現場には夜遅くまであかりがともり、火花の飛び散るのが夜空に見えたりもした。しかし、新床舎は、千人を越す作業員が働いているとは思えぬほどに静まりかえり、この床舎

の底知れぬ大きさを黙然と示していた。

の後、移転作業を能率

その格、移転作業を前半のかつ円滑に進行する必要から、移転計画のためのいわば參謀本部として移転本部が、実施部隊として移転

実施本部がそれぞれ高、地裁合同で設置され、第一回打合わせが昨年八月二日に開かれた。以後数次の会合が重ねられたが、この両本部は移転計画の確定、その内部への徹底、効率的な実施方法の策定等に重要な役割を果した。



ところで、移転作業の模様は新立會に搬入すべき裁判記録、図書資料、什器備品の類は不用物を事前に相当処分しても、なお膨大な量にのぼり、実施本部の試算によると、例えば、記録類は棚に並べた形で延約十四キロメートルに達すると想定された。こうしたデータから、引越しに要するコンテナは、四十×四十×八十㌢のもので約三万三千個、使用する四ントラックは延約三千四百台、従事する日通作業員は延約六千人と計算された。ちなみに、三万三千個のコンテナを積み上げると、富士山の約三・五倍、東京タワーの約四十倍の高さとなるのであるから、この事をもってしても、この移転作業の規模が推知されよう。まさに裁判所始まつて以来の大移転作業であつた。

十一月二十一日、高裁会計課の移転を皮切りに、以後高裁 地裁の民刑各部、事務局各課の移転が次々と行われた。報道機関もこの

得たことが移転作業をどれだけ円滑に進捗させたか測り知れないものがあり、改めて感謝する次第である。

十二月十二日新庁舎正面前庭には日の丸が翻り、大会議室においてまず高裁が、次いで地裁がそれぞれ開庭式を行い、この移転大作戦はまったくの無事故でめでたく幕を閉じた。

3 新庁舎点描

—シャンデリアー

誰しもご承知のとおり、この新庁舎の敷地は最高裁旧庁舎の跡地であり、わが国司法部にとつてはきわめて由緒ある地である。この地に高・地・簡・裁合同庁舎が地裁刑事部をも含めて新営されるまでは、関係者の並々ならぬご苦労があったと聞いているが、最高裁旧庁舎の名残りを今にとどめるものが玄関ホールのシャンデリアである。このシャンデリアは最高裁旧庁舎の同じく玄関ホールを飾っていたものであるが、昭和四十九年の庁舎解体時に取りはずされ、以後最高裁経理局の手で大切に保管され、十年ぶりに再びさんざん光を放つに至った。重き一トン、直径約二・七五メートルのこの大シャンデリアは、新庁舎のために特に説えたかのように玄関ホールと調和し、その豪華さに立ち止まつて見上げる人も少なくない。

新庁舎正面前庭にある大樹は櫻である。横浜市戸塚区から運ばれてきたものであり、無

事根づくかどうか懸念されていたが、五月に入つて勢いよく新芽を吹き出したので、もう大丈夫である。これからは年ごとに枝を伸ばし、葉を繁らせ、更に巨木に育ついくこと

と思うが、警視庁の楠、街路樹のマロニエ等と並んで、櫻が閑界限の名物となる日を待ちたい。このほか、新庁舎を囲む木々には、カ

イズカイズキ・サクラ・ヤマモモ・マテバシイ・モクセイ・ナラ・クスギ等々がある。植込みに密植されたソツジ・ツバキ・トベラ等の小灌木まで数えれば、構内の樹木は全部で約六万本にも達するという。今年は年初の度重なる大雪で植えたばかりの灌木類に相当の被害が出たのは痛々しかつたが、植替えもすみ、来春には更に見事な花を咲かせ、構内を彩るであろう。何はともあれ、周辺の緑化に力を注いだことは、新庁舎の自慢の一つである。

—百メートルの直線コース—

新庁舎の南北に走る中央廊下は百二十六メートルの直線コースである。土曜の午後職員が退庁して静まりかえった中央廊下に立つと本当に長いという実感が湧く。短靴を運動靴に履き替えてちょっとと駆け抜けてしまいちらしてある。これが居上りとなると、更に凄い。危険防止のために常時閉鎖されているのが残念だが、まるで大型タンカーの甲板のようでもある。ところで、庁舎内の廊下の絶縁距離は約十キロ、このうち守衛さん達の

新庁舎高層からの眺望の素晴らしさには形容しがたいものがある。東側の窓からは、まず日比谷公園の四季の彩りを楽しみ、更に、富国生命、第一勧銀、大和生命等の高層ビルの合い間から遠く東京湾を眺め、晴れ渡った日には遙か君津、木更津の石油タンク群や房総半島まで望見することができる。合同庁舎五号館等をも含めてこれらの高層ビルに煌々とあかりのついた夜景の味わいもまた格別である。なお、銀座のはるか彼方に東京ディズニーランドが見えることに皆さんお気づきであろうか。赤白だんだらの二本煙突の右方に白くピラミッドのよう光つて見えるのがスペースマウンテン、その左の灰色の塔のような形をしているのがシンデレラ城である。双眼鏡で見ると、その姿は更にはつきりする。

次に、西側の窓からは何といつても富士山の麗姿であろう。これに丹沢山塊、更に秩父奥多摩の山々が連なるが、それらを背景に最高裁、国会議事堂、ビルの陰になつているが首相官邸の一部と三権の府が一望の下に眺められるのも興味深い。富士山を静岡県、山梨県に数え、筑波山を茨城県に数えると、一

—新庁舎からの眺望—

都十県の東京高裁管内のうち、実際に都七県を見渡すことができるわけである。「そういういえ、どうも近頃誰かに見られているような気がした。」と冗談を言つておられた管内の所長さんもいる。

4 庁舎管理について

—横のものを縦にする—

「縦のものを横にもしない」という言葉もあるが、横のものを縦にするなどうなるかがこの新庁舎の庁舎管理上の問題点であった。旧庁舎においては、高裁庁舎、地裁第二民事庁舎、地裁刑事事務所がいわば横に並んだ形で平面的に配置され、特に要警備事件や報道陣の関心を集めよう事件の多かった地裁刑事事務所は独立性が強く、例えば、ロッキード丸紅ルート事件の判決言渡日ともなれば、地裁刑事事務所全体が法廷を休んでこれに協力することも可能であった。また、出入口も高裁と地裁とは別個であり、高裁庁舎と地裁庁舎との連絡通路を閉鎖すれば、地裁での騒ぎは高裁にはほとんど影響しなかつたといつてよい。

ところが、新庁舎においては、高裁、地裁の民刑各部の法廷が上下に位置し、正面玄関、東玄関等の出入口もすべて共通のものとなつた。そうなると、たとえ、どんな重要な要警備事件が開廷されようとも全法廷を取り消したり、あるいは出入口を一ヵ所に限定して他を閉鎖するといったことは不可能ともいってよいし、

わけてある。現に新庁舎において執務を開始した直後にある事件の判決に対する抗議行動ということで押しかけて来た一団の人達に一階廊下の南側部分を午後七時すぎまで占拠されてしまつたり、

—横のものを縦にする—

「縦のものを横にもしない」という言葉もあら、横のものを縦にするなどうなるかがこの新庁舎の庁舎管理上の問題点であった。旧庁舎においては、高裁庁舎、地裁第二民事庁舎、地裁刑事事務所がいわば横に並んだ形で平面的に配置され、特に要警備事件や報道陣の関心を集めよう事件の多かった地裁刑事事務所は独立性が強く、例えば、ロッキード丸紅ルート事件の判決言渡日ともなれば、地裁刑事事務所全体が法廷を休んでこれに協力することも可能であった。また、出入口も高裁と地裁とは別個であり、高裁庁舎と地裁庁舎との連絡通路を閉鎖すれば、地裁での騒ぎは高裁にはほとんど影響しなかつたといつてよい。

最後に高裁管理課について一言触れたい。手前味噌になるかも知れないが、高裁管理課のことを抜きにしては、この新庁舎についての他傍聴券交付場所について一工夫をするなどさまざまの対策を講じ、また、高・地裁裁判の各専用部分についてはそれぞれ高・地裁判証廷、高裁管理課、地裁警務課等の密接な連携、相互協力もあって、その後は比較的平穏に過ぎているようである。

—高裁管理課のこと—

最後に高裁管理課について一言触れない。この新庁舎においては、高裁、地裁の民刑各部の法廷が上下に位置し、正面玄関、東玄関等の出入口もすべて共通のものとなつた。そうなると、たとえ、どんな重要な要警備事件が開廷されようとも全法廷を取り消したり、あるいは出入口を一ヵ所に限定して他を閉鎖するといったことは不可能ともいってよいし、

(東京高裁事務局長)

建物概要と仕上材料について 深谷健雄

まず、この建物の設計上の特徴から述べてみます。

本庁舎へのアプローチは、西側の桜田通りに面した正面玄関を歩行者用とし、東側の橋

建物は、全体一ブロックの中央コア形式で対称平面となつており、訴訟関係人が下層階で目的が達せられるよう、法廷、調停室等を一階から八階までに集中していきます。訴訟関係人と、裁判官、書記官等の裁判所職員及び身柄拘束被告人の三者の動線も完全に分離し、法廷の出入りにあたっては、それと並んで、それを二列設け各六人用としてあります。身障者に対する対応としては、玄関スロープ、自動ドア、身障者用操作盤付エレベーターを設けるとともに、法廷傍聴席に専用のスペース

を確保し、法延階には
中層部（三一八階）が五スパン、低層部（一二二階）が七スパンで下層にいくほど大きくなつて、安定した形状となつてゐます。

中層部外壁には、スリットを設け、強風時の附近に与える影響を少なくすると共に、敷地の南西角地には重点的に植樹をおこない、南側区道の街路樹植栽とあいまつて、風から歩行者を保護し、かつ樓内の他の樹木と共に緑化に力を入れ、附近の環境との調和を図りました。

次に仕上材料について話してみたいと思います。

タイル、石、煉付材、クロス等は、この庄舎の基本をなす仕上材料なので、長期間に亘って色合、形状等を調査、検討し、膨大な数量を出来るだけ同一品質で確保するよう努めました。

外壁タイルの色については、周辺の環境と調和するものとし、暖かみがあり、なお且つ親しみやすい、やや淡いアイボリー調の無彩色を基本色としました。

ようやく現在の外壁タイルの色に決まりました。外部の柱型、壁には国産の花崗岩(麻理石)を使用しました。この石は近い所では、国会議事堂と竹橋会館の外壁に全面的に使用されています。暖かみのある、しつとりとした色合を持った石ですが、やはり同じ色調の石を揃えるのに山元では大分苦労したようです。内外部の床及び、圍壁には、黒ミカゲ(スプリングボックイン)を使っています。この石は、色むらがほとんどなく、また大量に輸入されているので最近出来た建物では良く使われています。

玄関ホールの壁は、大理石(トラバーチン)を使用していますが、この壁で注意した点は、グレーの横縞の石目をいかに効果的にしかもバランス良く排列するかという事でした。とにかく数量が多い上に、必ずしもこの石目が出来るとはかぎらないので、工場で何回も組合せを変えながらやつと現在のパターンに落ち着きました。

大合議法廷の背面壁は、やはり大理石(キヤロベルリーノ)です。この大理石は、遠目

ませんが、近くで見ますと大理石特有的細い
縞のいりまじった模様があり全体として端正
な感じのする石で、平滑な仕上げとあいまつ
て、ある種の緊張感があるように思いますが、
如何なものでしょうか。

棟材として合議法廷の背面壁にローズウ
ッド、單独法廷のそれにはウォールナット、
法廷家具は、大合議法廷にローズウッド、そ
の他の法廷にはチークを使用しています。い
ずれも自然木であり、敷益が多いため、良い
木目を揃えるのに一年近くかかりました。
特にこの材料は、すべて輸入に頼っている
ので、良材が入ったと聞くと、閑遠だけでな
く東西にも足を延ばし、材料の確保にあたり
ました。今後これだけの品質、数量を求める
のは、むずかしいだろうといわれています。
強張りしたクロスのうち、大合議法廷と大
会議室には、京都で織った「寂光織」を採用
しています。

このクロスの特長は、細い糸で密に出来て

つていていることです。それはこのクロスの織り方が朱子織なので、タテ糸とヨコ糸の交わりがかなり少なくなるため表面が平滑となり、糸の密度を高くして布地自体を深みのあるものに出来るからです。

素材は、タテ糸がペブルグ、ヨコ糸はレーヨンで糸の太さは普通糸の四割程度しかなく、約1.0ミリです。即ち一平方メートルの中に、タテ糸とヨコ糸を合わせて一万本近い糸が織りなしているのですから、密に仕上がるわけです。

柄は、大合織法途では、鳳凰と龍を、大会議室は、ススキを図案化したもので、クロスの色は、原糸の時にタテ糸とヨコ糸を別々に染色するので、微妙な色の差いで、織り上がると、色合、空開気が、がらつと変るので、これまで試験を何回かおこない、ようやく工期間に合ったものです。

以上主たる仕上材料について話を進めてきましたが、他の材料についても同じような経過で、色合や品質の確保に努め、なんとか総合完成を迎えるました。

エネルギー、省力化を図るために、ミニコンピューターを併用しました。

約四六〇〇点の監視に必要な中央監視制御システムを、**■■■**の監視盤に設け、中央処理装置の他、操作卓、各種タイプライター、電力グラフィック盤、エレベーター運行盤、防災表示盤等を附加して統括的に運転管理しております。

この中央監視制御システムで、変圧器の台数、電力マンド、力率改善制御を行って、省エネルギーを図るとともに、空調動力・共用部照明等のスケジュール停機・停復電処理及び、日月報記録の作成、電力・水道使用量の積算並びに、設備保全のための警報処理等を自動的に行って、省力化を図っております。

その他に、低損失形機器の採用、夜間停電灯の「奇消灯」ができる装置を採用して、省エネルギーをも図っております。

防災対策

防災面では、全館に煙感知器、スプリンクラーを設置して、火災の早期発見、初期消火

新庁舎の電気設備計画の 基本方針と特徴

浦上裕雄

新庁舎の電気設備計画は、省エネルギー、省力化、防災対策に重点を置き、運転、保守管理のしやすさ、有効かつ使い易い情報設備

の設置を基本方針としました。
省エネルギーと省力化
庁舎内の空調・衛生・照明・受変電・自家

防災面では、全館に煙感知器、スプリンクラーを設置して、火災の早期発見、初期消火の充実を図るとともに、通報、防排煙、避難誘導、本格消火等、必要な一連の対応を行うために、■に防災センターを設置し、火災報知装置、運動制御盤、非常放送、ガス警報装置等、防災関連装置を配置して、制御は操作室のCRT(ラウン管)作中で、監視は操作室のCRT(ラウン管)と、戸舎断面グラフィック盤、関連機器表示

現場雜感

新井勇

節水型便器を用いて、水資源の有効利用を図っています。
耐震対策としては、大地震時における設備機器の脱落、転倒及び、これらによる二次災

お詫びする旨の御連絡書、並びにとり入
れ、万全を期していります。
おわりに、暖かいご指導を賜った諸先輩、
ご協力いただいた施工四係会社各位に深く感
謝の意を表します。

住友建設工事共同企業体のもとで、建築工事を
が着工されました。これから私が述べること
は、その建築工事の最初に手がける工事で、
今や壮大に完成した建物の下、即ち土工事に
まつわる想い出といつたものです。
さて、当該新營敷地は、西面と南面に帝都
高速度交通營団の地下鉄が走っております。
ことに南面の丸の内線のトンネルは、現場敷
地内に約五メートル食い込んでおり、しかも
地下鉄建設当時に埋め戻した山砂が十分固定
されていない、という状態でした。新營現場の
土工事に入るにあたって、この山砂の崩壊を
防止するためには「H鋼打ち積矢板山止め」工
事を施工する必要に迫られ、八月中旬よりH
鋼杭打ちを開始することにしました。ところ
が、杭を約四・二メートル程打ち込んだところ
で、打込み不能となる層に当つてしまいま
した。早速、その障害物を確かめなければな
らなくなり、敷地内の数か所にボーリング機

合（大審院、控訴院及び地方裁判所の併合）基礎下全面に、地表面下約四・二メートルを表面とするコンクリートが打設されていることが確認されました。このことは全く、子細せぬ出来事で、しかも工事の最初の段階だっただけに驚きました。直ちに調査にとりかかることになり、旧三裁判所新築の際基礎工法に関する調査を企業体に依頼することになったわけです。幸い、東京大学生産技術研究所より各種文献を入手することができました。その一部の「建築雑誌」第百一十二号（明治三十年二月号）に「新築三裁判所構造の大要」という題で旧三裁判所合築の工事主任建築木頼貢先生（明治二十一年ドイツから帰朝した内務省技師）執筆の次のような文が載っていました。「新築三裁判所の敷地は日比谷練兵場内にして西日比谷町に亘したる中央の一部分なり而して政練兵場の地質たる概ね軟弱にして數十尺を下るも堅層に達す

るを得ず唯新幹線所蔵地は幸にも地平線を下る
凡五「メートル」餘に至り岩層（土丹岩）に
達せり然れども岩層の全面は往々凹なるに
依りこれを平担ならしめんが為め地平線を下
る五「メートル」をセメント入練砂利を以つ
て均一なる堅層と為し其上部に砂地形を施
て且つ砂の侵透を防かん為め建築物外壁面より凡
三「メートル」の距離に堰板を以つて境界を
造り而して建物下全體を厚二「メートル」に
川砂を填充し人工及び水の作用を以つて固結
せめめたり又上部に練砂利地形を施せり頂幅
員は練瓦盤の厚薄及び其量は地に狹きもの
は巾九十「センチ」より廣きものは五「メー
トル」に至る厚は悉く一「メートル」五十「セ
ンチ」とす

以上の記述を検討した結果、地盤改良のた
めの割渠地形ラップルコンクリート（厚さは
土丹層の深さにより大きき差あり）を打設し、
その上に砂を約二「メートル」の高さに客土した
事が判明しました。このことから現場では、
土工事の施工計画を一部変更し、コンクリー
ト部分の解体の工法について企業体と慎重に
協議を重ねました。前述しましたようにこの
コンクリート障害物は、予期していなかつた
ものだけに、契約工期への影響、工事中の騒
音の指摘等隣接官署への了解とりつけも含め
て困難な問題が含まれていたのです。しかし
ながら、この障害物撤去工事は、昭和五十五
年一月末から解体を始め、約五千立方メート
ルの「がら」の場外搬出まで企業体の技術力

で約か月という短期間で二月末に完了しました。

した。約一ヶ月という短期間で二月末に完了しました。
さて、土工事全体としては、前記のような子期できなかつた工事を加え、昭和五十四年十月月中旬から始めて、最終的に十九メートル九十六センチの深さまで掘削し、昭和五十五年七月月中旬までに、約十七万立方メートルの場外搬出物（破碎したコンクリート、碎石、玉石、土、砂）を搬出して終つたわけですが、この多量の搬出物の搬出は、現場関係一同最も苦心させられた問題でした。その主なものは、まず「捨て場」の選定確保という問題です。この問題は捨て場までの距離及び運搬時間帯と道路交通量の関係等いくつかの要素を総合的に検討し、最終的に東京都が管理する公認捨て場の葛西沖と羽田沖の二か所ということになりました。次の問題は、搬出物の有効な搬出と、運搬車の管理の問題です。捨て場の利用可能な時間は午捨て場共、午前八時から午後五時までと制限され、この制限時間の有効利用のための現場構内での円滑な運行車路の設定、また、積載完了の車輛が構内から公道に出る際の車輪等に付着している土砂等を洗い落す洗車設備の各ゲートへの設置等、現場周辺の人車の通行に迷惑をかけないよう運搬車の管理に十全を期すということです。これら都心の工事として当然受けなければならない各種の制約は、工期等をにらみながら乗り越えなければならなかつた大きな問題でした。参考までに申し上げますと、前

記載物の運搬車として、最大積載量十トンのダンプ車を使用しましたが、一台に積載可能な量は約六立方メートルですので、車輛の総台数は二万八千三百三十二台ということになります。このダンプ車を仮に総に並べたとしますと延べ長で二十一万六千七百零六メートル。東海道線の長さに置きかえますと、実際に、東京駅から福岡県の金谷駅付近に達するという膨大な数の車輛管理だつたわけです。この車輛管理に忙殺されていた折、ふと全く別のこと私が私の頭をよぎったことがあります。

以上今や立派に完成した建物の下にかくれて見えなくなってしまっている土の部分の苦勞話の一端を想い出として披露させていただきました。

最後に、この工事の総括監督を委されたた
けですが、二万トン余の鉄骨を使用した高層
大規模な建物で、工事の最盛期には一千名近
い人が就業し、困難な作業の連続でしたが、
四年十ヶ月の長期工事であつたにもかかわらず、幸いにも無災害で終ることができました。
これも工事関係会社の日常の安全規則の研修
及びその遵守、安全設備の充実、各会社間の
円滑な連携等によるものと深く感謝の意を表
してベンを留めることとします。

(最高裁経理局管轄課工務検査官(総括監督職)



春光

宇野竹甫

(東京地裁民事二十一部書記官)

春の雪受けて眩しき新庁舎

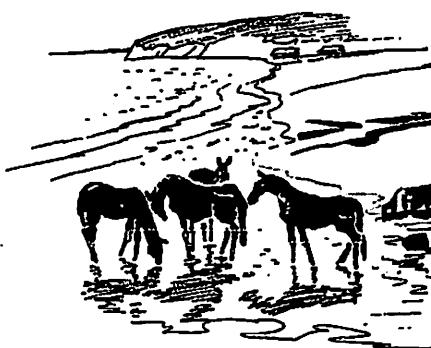
初時雨泰然と受け庁舎建つ

梅雨空を支えて高し新庁舎

輝きて万縁に映う新庁舎

春光をはねて白堊の十九層

重厚の白き磚万縁に



調停事務と新旧庁舎

笠原慎一

私は表題の寄稿の依頼があつたが、私は調停委員として、新庁舎を使って調停を行つた実績がなく、右表題の記事を書くには極めて不適任であり、なほまた新旧庁舎に関する知識も乏しいので、お断りするのが至当であると考えたが、その職業上お断りすることもできず、お引き受けしました。

事実に相違し、また誤解もあるかと存じますが、その点は平にご寛恕願います。

一 新庁舎と旧庁舎

私は新庁舎を昭和五十九年四月二十九日達成工事を完成し、去る昭和五十九年五月三十日に落成式を挙げた。東京高等裁判所、東京地方裁判所、東京簡易裁判所合同庁舎の調停関係施設をい、旧庁舎とは東京地方裁判所の民事第二十一部が担当する民事調停事件を処理するため設置した調停関係施設及び東京簡易裁判所の調停関係施設をいいます。

二 東京地方裁判所旧庁舎

旧庁舎は東京地方裁判所第三新庁舎と呼ばれ、その一階全部が調停に充てられていた。

その施設の内容は調停室二、判事室、調停委員室、調停事務室、原告（申立人）及び被告（相手方）控室各一などがあつた。右調

停施設は全般的に同部の取扱件数、調停委員、調停関係当事者等の数からみてまことに狭小で調停事件の処理上いろいろの点で不便を免れなかつた。

よく、調停室は数は十二あるけれども、法廷を取り廻し、そのあとを十二に板で間仕切りをし、出入口にドアを取り付けた全くのパラックで、天井はなく吹き抜けとなつた。

右調停室で少し戸惑に話しても隣の調停室に聞え、調停室が漏れ音がそれに近いときは、漏音のため調停手続の進行を阻害されることも珍しいことはなかつたが、右調停室が急速の改造工舎のこととて、その改善は新庁舎の建設まで見送られたようであつた。

三 東京簡易裁判所旧庁舎

旧庁舎は新庁舎の敷地の北端に小規模ながら、その裏側の法務省及び最高裁の建物と同様の赤煉瓦造の洋風の三階建の実に華麗な建物があつたが、戦災により赤煉瓦を残し、全焼した。その後間もなく復興し、昭和三十七年三月三十日に竣工に東京地方裁判所、東京簡易裁判所合同庁舎が竣工とともに民事裁判所合同庁舎に移転し、旧庁舎は全

部調停係の専用になつた。その施設の内容は

一階受付、調停室四、控室一、二階調停室三、

調停事務室一、控室二、三階判事室調停室四、

そのうち二室はそれを二つに衝立で仕切ら

れていた。右旧庁舎には調停室は十三室あつたが、同簡裁は東京地裁管内の最大の簡裁で

あり、その取扱件数等から旧庁舎は最も手狭

に感じられ、新庁舎の完成が待たれていた。

四 新庁舎（合同庁舎）

新庁舎は最高裁の跡地に造られた我が国判

所中最大規模で地上十九階、地下三階、延床

面積十三万六千八十一・三平方メートルで近

代建築及び設備の特を集めた機能的に整備さ

れ、かつ構造美を兼有する現代最高建築物と

いつてもけつして過言でない。東京地裁及び

東京簡裁ともその三階がその新庁舎にあてら

れており、地裁はそのほぼ中心から北半分の

東側、簡裁はその西側と区分されている。調

停室は前者は二十一室、後者は十九室あつて、

数においては旧庁舎と同数である。けれども

調停室の床面積は新庁舎がはるかに広い。ま

たその内蔵、机、椅子などの調停品等も上等

のものが備えられ、冷暖房も完備し、特記す

べきは調停室と当事者控室との間に連絡用の

直通電話が架設され調停処理上機動性が配慮

され、新庁舎は旧庁舎に較べ総ての点において進歩向上していることが認められ、私はそ

の御努力に対し心から感謝申し上げる次第で

あります。

（東京民事調停協会連合会会長）

執行官と新旧庁舎

橋村春海



(旧高裁庁舎)



(旧地裁庁舎)

待望久しきかた新庁舎が完成し、移転してからすでに半歳が過ぎた。現在東京地方裁判所執行官室（以下「執行官室」という。）の執務環境は実に快適である。その場所といい、事務室の広さといい、まことに申し分がない。おそらく全国とこの執行官室にも負けない、さすが東京ならではの執務環境ではないかと思う。

執行官室は、幹事長室、総務部、執行部、不動産部（現況調査室を含む）、執行官面接室及び不動産等売却場の各室から成り、そこで執行官二十五名、事務職員二十九名が執務している。売却場のみ三階にありその余はすべて二階にある。二階の各事務室は、面接室を除いて西側廊下に面し、一箇所に集中している。したがって相互の事務連絡が円滑にできるし、非常に能率的である。さらに特筆すべきことが二つある。

その一は、執行官室が執行官事務と密接な関係を有する民事第二十一部（不動産等の執行裁判所）、民事第九部（保全処分執行の命令裁判所）、執行官事務に関する保管金の出納を掌る出納第二課、それに保管金の収納をする日銀代理店等の関係機関に近接した場所に位置していることである。このことは、執行官

事務の能率的運営に利するところが極めて大きい。

その二は、旧庁舎では地下一階にあった執行官面接室及び不動産等売却場が、新庁舎ではそれぞれ二階と三階に変わったことである。

従来地下一階にあるということと、その周辺に集まる多数の関係人、加えてそれらの人々の職業の種類あるいは執行官の仕事の内容などから、なんとなく暗い印象をぬぐえなかつた。また執行官としても非常口も換気口もない環境の中で執務することは決して愉快ではなかつた。それが十分な広さと明るさを持つた執行官面接室、法廷と同じ形式と内容を整備した不動産等売却場が与えられたことは、まさに特筆に値する。

執行官室は仕事の性質上毎日外来者が多い。その大部分は執行官に面接を求める債権者、同代理人等である。これらの人々は午前中の一一定時間に集中する。旧庁舎では待合室がなかつたので、地下一階の面接室前、地上一階廊下そのほか適宜の場所に分散していく。そこで庁舎管理上いろいろと問題が指摘されていた。新庁舎では待合室が設けられたので、分散した待合状況は見られなくなり、

庁舎管理上はもちろん庁舎内の美観保持の点からも好ましい状態となつた。

執行官法が施行されてからすでに十八年が経過した。しかし、執行官の仕事の実態はまだ一般によく認識されていない。したがつて執行官の評価も定まらない現状である。評価を高めるには何よりも実態を正しく認識してもらうことが肝じんではあるが、一面物理的あるいは外形的状況も大事である。つまり、執行官は裁判所庁舎内とのなんの場所で仕事をしているかということである。かかる観点から新庁舎における執行官室の場所、執務環境などを見た場合、全体の中でどのよう位に待遇されているか一般に十分理解してもらえると思う。

そこで、執行官としての待遇は、全国各庁から公用私用で訪れる執行官その他関係の方々は、各事務室及び売却場を見学して異口同音に賞讃し、そして一様に羨望する。何といっても東京地方裁判所執行官室は、全国執行官の指標である。よきにつけあしきにつけ注目される存在である。従来やまもすれば執行官は、比喩的にいえば「陽の当らない場所で、ひそやかに執務している。」というような印象があつた。それが現在このよう恵まれた環境の中で仕事ができることは、まさに幸いといふほかない。

関係当局の理解ある措置と配慮に深甚の敬意を表す次第である。

（東京地裁執行官室総務部長）

ところにあつた元の東京拘置所に移りました。そして、終戦後、その年の十月に戻が闇に戻ったのですが、東京刑事地裁は後に最高裁判所の図書館であった庁舎に入り、東京区裁判事部は日比谷公園の中に入つた二階建のパラックの建物に入つたのです。その後、昭和二十二年五月裁判所法施行により東京民事地裁・東京刑事地裁・東京区裁は東京地裁一本となりましたが、民事部・刑事部として庁舎はそのままでした。私はその年の九月に最高裁判事局（当時は刑事課）勤務となりましたが、そのときの最高裁は、民事庁舎にいましたが、四階までの建物で屋上の二部に本部分がありました。



戦後昭和二十三年と同二千四年に刑事庁舎と同じ場所に木造の仮庁舎を建てて、最高裁判所の図書館であったところから、東京簡裁とともに移つたのですが、その後事件が急増して職員数も増加したりしたので、同じ場所

和三十六年に刑事庁舎が完成し、そこに入つたのですが、戦中、戦後を通じて転々として来た東京地裁判事部は、漸く裁判所用として設計された本格的庁舎に落ち着いた事ができました。屋前広場やお濠に面し見晴らしがよいので非常に喜んで引越したものでした。

片桐：私は、昭和五年から東京区裁に入り、昭和十九年九月から昭和二十二年五月まで兵役でいなかつたほか、昭和二十五年六月最高裁判務局に出るまでは東京地裁民事部にいました。

東京地裁民事部は民事庁舎がてざる前は、大審院庁舎にいましたが、昭和十年四月に民事地裁と刑事地裁とに分かれ、昭和十年二月に竣工した四階建の民事庁舎に入りました。

私は、区裁の庶務にいたので刑事部のいた春日町の片舎で仕事をして、いたことをもります。

大審院庁舎などが戦災で焼けたことは、軍隊にいるときに聞きました。復員したときは

民事庁舎に戻つたのですが、大審院庁舎や司法省庁舎（今の法務省）も焼損したので、東京

民事地裁は東京高等法院校舎へ引起

もとをさる焼がれて小荷物の運搬室へ移つて、運搬室に移転して通勤が遠くなつて三年間ほど

は不便な思いで勤務しました。そして、昭

和三十九年に、昭和四十一年五月まで東京地裁は別で現在の検察庁の庁舎は、東京地裁は別で現在の検察庁の庁舎に入れる必要が生じて昭和三十九年五月東京地裁が東京区裁に移転して、通勤が遠くなつて三年間ほどは不便な思いで勤務しました。そして、昭和四十一年五月まで東京地裁は別で現在の検察庁の

〔座談会〕

旧庁舎時代を懐んで



出席者（敬称略）

宮崎辰彦
(元簡裁判事)

山口軍司
(元簡裁判事)

片桐栄一
(元最高裁書記官)

本間武
(墨山簡裁判事)

後閑安治
(司会)
(東京高裁事務局次長)

川上博
(東京地裁事務局長)

松本厚
(東京高裁事務局総務課長)

一昭和59年6月14日於東京高裁事務局次長室一

司会 本日は、お忙しいところお集まりいただき有難うございます。このたび東京高裁・同地裁民事部が新庁舎が完成し、先日落成式も終わりました。新庁舎に落ち着いたのを機会に、戦中、戦後いろいろと庁舎を移転して来たことや当時の様子など思い出話を特集記事にしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それは、早速ですが、皆さんと旧庁舎との出会いなどからお話を伺つてみたいと思います。

なお、ここで、お話を進めていく便宜上、

東京高・地・簡裁合同庁舎を新庁舎、東京高裁・同地裁民事部が新庁舎に移転する前に

大審院庁舎を移転する前にいた庁舎を刑事部が、戦災前に移転する前にいた庁舎を民事部が、戦災前に移転する前にいた庁舎を大審院庁舎、戦災で焼けた大審院庁舎を修復して最高裁が利用した

庁舎を最高裁旧庁舎と、それぞれ呼称したい

と思いますので、ご了承願います。

本間 私は、昭和十六年十一月新潟の裁判所から春日町にあった東京区裁を経て東京刑事地裁（東京地裁は、昭和十四年四月東京地裁から昭和二十年五月裁判所法施行まで東京民事地裁・同刑事地裁に分かれていた）勤務になりましたが、その頃、東京刑事地裁は、ドイツ風の赤煉瓦で三階建の大審院庁舎の一階にありました。大審院は三階、東京控訴院は二階でした。その庁舎は、昭和二十年三月十日の東京大空襲で焼夷弾により赤煉瓦が残つただけという大被害を受け、東京刑事地裁は、春日町で同じ時に戦災を受けた東京区裁刑事部とともに現在サンシャインビルのある

本間 それから、東京区裁の倉庫にも火が焼ける少し前に、職員が勤労奉仕で記録を屋根裏から民事事務所の一階の以前の保全部があるた所—昔の登記所の所ですね—このコンクリートの上に全部積み上げて置いたからです。

本間 この辺で、建物の周囲の様子について伺いたいと思いますが、皆さんのが勤務しておられた頃の司法官衙のあるこの一画は、どんな建物があつたのでしょうか。

本間 新庁舎の場所には大審院庁舎があつて、戦後最高裁の旧庁舎となつていただわけですが、その北側には赤練瓦で細長い陪審宿舎があつたね(笑)。

本間 この辺で、建物の周囲の様子について伺いたいと思いますが、皆さんのが勤務しておられた頃の司法官衙のあるこの一画は、どんな建物があつたのでしょうか。

本間 新庁舎の場所には大審院庁舎があつて、戦後最高裁の旧庁舎となつていただわけですが、その北側には赤練瓦で細長い陪審宿舎があつたね(笑)。

が移つてから倉庫となつてゐる。本間 法曹会館・刑務協会(今の日弁連)、東弁、一弁、二弁の会館は今あるとおりですが、法務省の食堂がある建物のあたりには、上席予審判事や検事正の官舎であつたといふ建物があつて、それが、予審の宿直に使われていたと思います。

片桐 それから、高裁の車庫のあつたあたりには、運転手の人達が住んでいたアパートもありましたね。後のことですが、柳光館などもありました。

本間 その面で、それから、大審院庁舎の真正面の今の人事院は内務省でした。また、外務省は現在の位置にありましたが、当時は、生子堺のある日本風の建物で、確か黒田侯の屋敷と聞いてましたね。なかなか見栄えのする建物でしたよ。

その隣にある今は倉庫のようになつてゐるの
が司法研究所だつたと思ひます。

司会 ところで、民事厅舎は奇跡的にも焼
失を免れて來たわけですが、昭和十年二月に
二年三ヶ月かかつて完成し、落成式や祝賀会
が行はれ、記念給はがきが配られ、一般
招待者の見学、職員、家族等の公開などが行
われたのですが、民事厅舎の建物の構造や
外観など特徴的なものはどうでしょうか。

松本 地下階がないのに地下に水が溜つて
いますか……。

片桐 それは、防空壕だったからでしょう。
確か職員が勤労奉仕で掘つたもので、民事厅
舎の建設当初からあつたものではないと思ひ
ます。

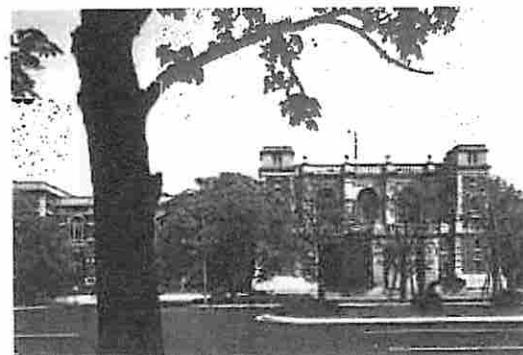
本間 私は、空襲警報発令で一、三回ほど
そこへ避難した記憶がありますが、探電球で
暗くて空気が悪かったですね。

山口 空襲のたびに逃げ込んでいたのじ
ょうが、聞いたところでは、浅かつたために
爆弾が落ちるとかえつて危ないというので、
どうせ飛ばされるのなら上にいたほうがまし
だということだったようです（笑い）。

本間 建物の特徴としては、関東大震災の
教訓を生かして耐震性を考え、非常に地震に
強い建物に作られていましたことでしょう。それ
から廊下が大変広かつたことです。廊下の広
さは、他の行政庁と比べても二倍はあります
した。これは、裁判所には法廷があつて当事
者等が大勢衆来院するので、待合室としても使
用できる便利性を考えたからでしようね。

山口 そうでしょうね。臨時司法制度調査

京民事地裁勤務となり、庁舎は民事庁舎でした。戦災の話になってしまいますが、昭和二十九年三月十日未明の東京大空襲は、B29約百三十機という大規模なもので、霞が関の司法官衙もこの時にやられたのですが、一般的の市街地も大被害を受け、交通も大混亂でした。国電は動いていたので有楽町から歩いて来るとい、民事庁舎の後方に大審院庁舎の尖塔が見えたので、裁判所の庁舎は大丈夫だと安堵して登庁しましたが、現場に見ると中はもうすっかり炎で焼けたね。民事庁舎の屋上にいたのが、火薬庫があり、兵隊がいて、毎日、軍歌が聞こえたのですが、焼夷弾の投下がありまくりに激しかったため、砲が射てなかつたそうです。民事地裁は、同じ時に司法省が焼け出されて民事庁舎に入ることになつたため、昭和二十年四月十日に区裁判民事部とともに中野の東京高等学校校舎に移りました。しかし、そこも五月二十五日の空襲で焼かれました。その時は私の寄宿先も焼け、自転車の内 tubes は残つた庶務の記録を佐藤勝二さんが一人で整理していました。民事庁舎は焼けなかつたのに、苦労して引越しをし、記録を運び出して



(旧最高裁判所序言)

て大審院や東京刑事地裁と、一緒に戦災に遭い、跡見高女の校舎に移り、そこも焼かれて附属小学校校舎に移っていたのです。終戦の年の九月に東京控訴院も霞が関に戻ったのですが、庶務と刑事部が、当時の刑務協会の建物（現在の日弁連）に入り、民事部は民事庭舎に入りました。そして、昭和二十三年五月に大審院、府舎の修復ができるまで最高裁がそちらへ移つたので、事務局、刑事部もそのあとへ移り全部一緒になつたわけです。その当時の民事庭舎は、現在の五階建てではなく四階の建物で屋上にはバラクができていました。この所に長官室がありました。

ます。一ヵ部に書記と雇が各一名、二ヵ部に一人の壇捕書記と仕仕がいました。週三回の開廷で書記が二回、壇捕書記が残りの一回と準備手続を分担する、という具合でした。それで、裁判官は一部屋を一ヵ部が使いましたね。

判所会計課と云つて、大審院、東京控訴院、東京民基地裁、東京区裁判が一つの会計課だつたと思ひます。それで、用紙や用度の物品は司法省の会計課に取りに行つたものです。各裁判所に会計課があるなどとは考へられないことをでした。それから職員は全般に少なかつたように思ひますね。しかも戦争が激しくなるにしたがつて出征したり、民間へ転出したり、あるいは軍の要員を南方へ行かれたりする人が次々に出て、人がどんどん減り、そのかわり戦時立法で二審制を採つたり、戦時裁判事特別法を作つたりしましたが、大変な時代だつたわけで、職員はよく耐えて頑張つたと思いますね。

片桐 私が春日町の東京区裁判務にいたころ、男子では雇の採用がでさず、監督答配の命で求人申込みに職業紹介所に行つたのです。が、「世話をさせませんよ」と言われました。

そうしたら、所長が警視庁に頼んで、本部の東大近くの洋装学校の生徒を勤員して採用

新庁舎での日々

私の所属する民謡通常部は

じゅうたんを敷いた部屋のいすから立ち上ると、緑の日比谷公園、その向こうにビル、遠く東京湾、房総半島の山が見え、眼を左に転すると皇居のお濠が眺められる。新庁舎に移転して以来、白一色の苔景色から新緑へと窓外の景色の変化はすばらしい。一か部の苔記官室、廊下をはさんで研究室が北西部にある。窓

からは皇室が一眺の下に見渡せる。朝陽や夕陽が笑しく高士がはるかに眺められる日もある。ここに大半の資料が備えてあるが、なければ十八階の資料室に行ってみよう。ここは國寶室からの眺めは竟が國隨一といつてよかろう。眼下に法務省の赤煉瓦造りの屋根と青銅が幾何学的模様を呈し（法曹誌上に大氏の写真で紹介する）、お濠を隔てて皇室の緑の屋根やビルが眺められ、その向うにはるか筑波山が見える。大会議室をはさんで西南部に診療室がある。歯科診療室は南西角にあり、ここのから眺めもまたすばらしい。

したのです。挺身隊の女子職員として可笑がられましたが、人手不足をこの方法で補つたことも、當時としてはおかしくない状態でしたね。

本岡 裁判所に来る人の服装が変わったと
おっしゃります。おは裁判所に来るには
あるだけでしたね、新規会員は近代服装でう
らやましい限りですが、維持管理が大変だと
思います。

本局 今のように、何が何の本局なんではなく、先輩職員は一種の師弟制度みたいなもので、先輩の仕事を見習いながら、次第に自分の仕事式だとか慣行なんかを自分で集め、努力して一人前の立派な裁判所書記となり、また、後輩の指導をしてきたのです。

それから記録を大事にしたということは、

戦前の氣持であったのかも知れないですね。当事者で、放棄、持などて来る人が珍しくありませんでした。被告人は細笠を被つて、手綱つたがった姿を公衆の目に曝されるるといふこともあったよう思います。

伝統的なものですね。訴訟記録というものを、命をかける気持で大事にしてました。今まで大切にしていますが、今よりもっと大事にしたかも知れませんね。

片桐 調査作成は苦労でした。家へ持ち帰って夜遅くまで書いたものですね。そこで、本は用意せねば

ちばら探っていましたが裁判所便とすれば配慮が足りないなかったかもしれませんね。 本当にいろいろ話しましたが、司法制度もいろいろと変革しながら、裁判も裁判所といふのは、公正で、厳格で独立していたのではないでしょうか。裁判官もまた職員も裁判の虫立と、こう二つに一つでは通用しない。

に本当にほくなんかほんと休む間に電話で
吉崎へよくまつてそうだよ。二・二六事件の時なんか泊まり込みで調査を書いたんだ。
片桐 今は速記があるからね。
山口 でも、今は速記官が速記録を作る反

片桐 それはもう司法部の伝統ですよ。
司会 立派な庁舎に入り、建物を大切にしていくこととともに、先輩各位の築かれたよき伝統を守り裁判所に対する信頼を高めるべく努力していくかと思います。

面録音機を使って細かい伝供調査を作っていくので、それが影響してか別の面から大変な
ようですが、刑事は昔も大変だつたのですね。
司会 新序舎は、近代設備で、冷暖房完備、
完全空調ですが、暖房などはどうだったのですか。

まだまだお話を尽きないと思いますが、これで座談会を終わらせていただきます。
本日は、長時間にわたり有益難なお話をいただき大変ありがとうございました。

山口 そうですね。民事庁舎になつて始め
てスチームになつたと思います。それまでは
法廷も練炭火鉢だつたため、頭が痛くなるこ
とがありまつた。冷房は、裁判官室に暖風機
とがありまつた。冷房は、裁判官室に暖風機

まだまだお話を尽きないと思いますが、これで座談会を終わらせていただきます。
本日は、長時間にわたり有意義なお話をいだだき大変ありがとうございました。

の単独法廷を使用しているが、控訴に当事者五

非常階段を利用して体を鍛えるわけである
十二階まで二百九十九段、十三階まで三百十四

十二階まで二百九十九段、十三階まで三百六十四段ある由である。なまには八階までエレベーターを利用して、後は非常階段を歩くこともある。これも体にはよいであろう。エレベーターでは行先を押えるだけで開のボタンは押さないようしよう。一押十四円、予算範囲、エネルギーの節約につとめよう。自動閉鎖装置なのになぜに急ぐ僅か数秒を、といいたい。ともあれ、世界一といわれる新斤舎で執務できるのは幸せである。暖冷房完備の快適な斤舎を与えられると、そろそろ牢獄剥皮も廃止されて然るべきではないかと思われる。自宅で執務するよりも斤舎での執務の方がよほど快適であり、合理的といえるからである。すばらしい斤舎を与えてくださった国民の皆様に深く感謝しながら、負託された裁判事務の重要さを日々かみしめている今日この頃である。

新序舎に入つての感想

(東京地圖) 一十四

います。ただ、私は、このような高層ビルでの執務は初めての体験であり、近代技術の粋を集めた設備が施されているにもかかわらず、駆け引き十分に理解しきれない点もある。もう一度、新亭舎の手引きをよく読み理解を深めて階設備の機能を有効利用していくよう心がけたいと思います。

地裁民事部の法廷は、四階、五階に集中しておますが、各部、係に専用法廷が割り当てられており、一部の部を除いては、

明るい仮囲いも建ち上がった。旧最高裁庁舎の基礎撤去や調停所舎、旧最高裁団書館等一連の庁舎解体工事が始まつたのは、夏の暑い日盛りのときである。鉄筋コンクリートを打碎く音、それにましても、鳴りを上げる機械は、躍動する地響をたてた。心強く感じもしたが、暑さが厳しい折りのこともあり、近隣に対する騒音対策に現場の苦労は大変なものでした。

建物の解体工事が済むと、今度は静かな掘削工事へと移つていった。手際のよい作業で工事を順調に進み、現場は日一日と変化していく。成の暮れもあと数日と迫つたとき、本格的な現場監理体制が始まる。工事を担当する當機関の職員が、現場監修所で勤務することになった。総勢三十余人の職員があわただしい引越しをして、その成が暮れた。

掘削工事から基礎工事、鉄骨工事等へ順次進み、私が監査出した昭和五十六年八月には、もう大きなダーワークレーンが數台立ち上がりて、次々に鉄骨を組み立てていた。多分三階位まで建ち上がっていたと思ふ。

その後の工事も順調で、昭和五十八年十一月近代技術の粋を結晶させて、重厚にして気品のある新研舎が見事に完成された。

工事着工以来四年余に及ぶ長い期間の大工事であった。その間、無事故であつたと聞きます。工事関係者等の努力は、並み大抵のことはなかつたと思う。

今、この新研舎で執務している。なにか縁

新序舍雜感

月本文庫

新庁舎には、防災施設の完備、環境の保全、動線の機能的な処理等いろいろな配慮が加えられている。これらの総合的管理は、これからも大きな課題であろう。しかし、裁判所の機能維持に十分心にして、努めていきたいと頷ける。

機内には植木も多く、見事に活潑として毎日耕耘を深めている。

考へる。

(東京高裁会計課長)

係る何人かと現在運行しているエレベーターのどれかに乗ったのである。ところが玄関ホールの俺容で、斬新なデザインをほどこした急行・各駅停車のエレベーターが雨方にすらりと並んだ中央廊下等に倒され、いま考へてもどのあたりのエレベーターに乗ったか皆目わからない。わが高裁薬剤部は十五階の主であり、薬務室が中央廊下両側に並んでいる。ピカピカの廊下や薬務室を擦引きに歩き廻り四十分程で仕事は終了した。だからこそ社長の新築した大邸宅に招待を受けた平社員のような気分で、夢中で擦引きを終り、狭くて汚れたものとの我が家に戻ったわけであるが、その途端にとつと疲れが出たのである。新しい生活への喜びや不安とともに、古い生活を懷しむる人間の常である。新厅舎では裁判官、書記官等の入庭は、

係る何人かと現在運行しているエレベーターのどれかに乗ったのである。ところが玄関ホールの俺容、斬新なデザインをほざいた急行、各駅停車のエレベーターが雨方にすらりと並んだ中央廊下等に圧倒され、いま考へてもどのあたりのエレベーターに乗ったか皆目わからない。わが高裁薬剤部は十五階の主であり、薬務室が中央廊下両側に並んでいる。ピカピカの廊下や薬務室を擦引きに歩き廻り四十分程で仕事は終了した。だからこそ社長の新築した大邸宅に招待を受けた平社員のような気分で、夢中で擦引きを終り、狭くて汚れたものとの我が家に戻ったわけであるが、その途端にとつと疲れが出たのである。新しい生活への喜びや不安とともに、古い生活を懷しむる人間の常である。新厅舎では裁判官、書記官等の入庭は、

係る何人かと現在運行しているエレベーターのどれかに乗ったのである。ところが玄関ホールの俺容、斬新なデザインをほざいた急行、各駅停車のエレベーターが雨方にすらりと並んだ中央廊下等に圧倒され、いま考へてもどのあたりのエレベーターに乗ったか皆目わからない。わが高裁薬剤部は十五階の主であり、薬務室が中央廊下両側に並んでいる。ピカピカの廊下や薬務室を擦引きに歩き廻り四十分程で仕事は終了した。だからこそ社長の新築した大邸宅に招待を受けた平社員のような気分で、夢中で擦引きを終り、狭くて汚れたものとの我が家に戻ったわけであるが、その途端にとつと疲れが出たのである。新しい生活への喜びや不安とともに、古い生活を懷しむる人間の常である。新厅舎では裁判官、書記官等の入庭は、

4

よくなつた。ロッキー・ゲンの事件や連合赤軍関係、成田空港関係、各種爆弾事件関係等社会の耳目を集めてい。事件の代表的なものである。ところで新庁舎には、一階に四つの特大法廷がある。元本第1号法廷はその一つで、高級刑事事件の使用法廷である。

特大法廷で行う事件は、事件の規模、性質、内容、訴訟関係人の数、予想される傍聴希望者の数、司法記者会からの法廷取材要請の内容、法廷警備上の措置の必要性の程度等の諸事情を総合考慮し必要があると認めるとき裁判長があらかじめ長官に使用の申出をすることになっている。本年四月二十七日に、ロッキー・ゲンのうち、被告人に対する拘捕官渡に、百二号の特大法廷が初めて使用された。前日の二十六日から駐車場に報道陣のテント村も開設され、当時は早朝から報道関係者やその車輛等でこた返すなど、新庁舎になつてはじめての光景であった。特大法廷には取材記者席が特にセットされ、肘かけには折たたみ式の筆記板がつけられ、荷物預り所や隣りの特大法廷百四号には法廷前廊下にゲート式金属検査器も設けられている。一般的に新庁舎の法廷は、傍聴席も從来より多く、法廷のイメージは明るく近代的でゆとりを感じさせる。前記小佐野の事件の際は、傍聴希望者の数とその処理をどうするかが先ず問題であった。傍聴希望者の整列場所とその方法、傍聴券交付方法、傍聴できなかつた人の整理等を警備関係や荷物預り所等の問題を考慮しながら関係部署と何回となく協議し、

傍聴予定人員は一歳三百名と推定して、前日は数名が泊り込んで当日に臨んだのであるが、結局傍聴希望者並んだのは五十一名とどまつた。この種の空振りはむしろ望ましいのかもしれないが、法廷等の秩序維持に特別の注意を要する事件が多くなつて、昨今、この広大な庁舎のなか、事件の性質、内容に最も対策はどうあるべきか、試行錯誤の練り返しと、実績の積み重ねが、しばらく続くことになると思う。

(東京高級第五特別部主任書記官)

新庁舎あれこれ

太田武利

私が新庁舎に初めて入つたのは、人事課の引越し予定日である十一月二十二日の約一週間前である。引越し後の机、戸棚等配置の線引きのためである。新庁舎内は、壁には保護板が取り付けられ、多くの工事関係者がヘルメット姿で働いており、工事現場そのもので新庁舎という感じは余りしなかつたが、一階玄関ホールの空間の大きさとエレベーターの多さに完成後の偉容さをかいと見た思いであった。

案内された地蔵人事課の部屋は、九階北側

ヤームの鳴るのを聞くのを楽しく待つことにしている。せかせかした気持を捨て、ゆったりした気持でいる。

日に日に新しい什器が入る。焼窯対策から高さは制限され、部屋を広々とさせている。旧庁舎のことを想うと隔世の感がする。地下一階の落着いた教養室前の広くとつた中庭の空間と木の緑、春には山茶花が咲く。新庁舎の特色の一つに多くの樹木を取り入れたことがあげられる。木の緑は豊のひととき安らぎをもたらしてくれる。

更に、地下一階に食堂が三つもできた。色々住文はあろうが、私の要望はほぼ満足している。午後五時から七時三十分の食堂は、ときには食事の存在となつていて、新庁舎に移つて半年余が経過した昨今、すつかり建物にも慣れた。高級人が課との打合せもエレベーターに乗ればすぐに済む。まさに便利であるが、場合によつては便利すぎることもある。いたくな言い分であることは十分わかつてはいるが。

窓が開けた時に涼風を浴びる涼な建物ができた。そこで快速な執務をとれる私は幸せであり、これからは立派な建物でない仕事を見なければならないと思つてはいる。

(東京地裁人事課課長補佐)

近代的な裁判所

森 順一

法廷も始まつた。

扉を開けると、静まり返つた法

開け放した窓から、マイクのボリュームをいっぱいに上げた宣伝カーの音が空寂なく飛び込んでくる。書記官室の隣では、扇風機が首を振つていて、腕にタオルを巻き付け、机に向つて調書用紙の白紙部分を一字一字埋めてゆく。汗で字がじむ。

カンカンカンと音を立てて、法廷にスチーミ暖房が入ってきた。証言が聞こえない。法廷は、事实上の「時休庭」である。

昭和五十八年十一月、引越し荷物をコントナに詰めて送り出し、新庁舎に足を踏み入れる。玄関ホールの奥と正面に驚き、圧倒される。見回しても、見慣れた受付窓口がない。事務室も見当たらない。目につくのは、多数のエレベーターだけである。

エレベーターに乗り、上層階の書記官室に入る。高層ビルは、別にめずらしくはない見える。

近代的な庁舎での執務が始まつた。まだ私の裁判所、私の書記官室といふ感じはない。エレベーターを降りて、私の書記官室を捲く。が見当たらない。私の書記官室はどこでしょか。判事室では、ある裁判官が椅子に深々と腰を下ろしたとたん「あなたの部屋はですよ」と声をかけられる。

内界わいが、西側の窓からは最高裁判所をはじめ霞が関官庁街が一望できる。数日後にはこの部屋で仕事をすることになるのである。百七十九のコンテナに荷物を入れ、二十二日に引越しが始まつた。あらかじめ搬引きした位置に机、戸棚等が運ばれ、広々とした部屋がにわかに事務室らしくなつた。整理してきた書類を十一階と十二階の倉庫に収納したが、今後の不便さが感じられる。その点を除いては、室内に設置された書類棚のスペースもまあまあで、ロッカーも室内にありますなかな機能的である。各人がロッカーに名札をつけて一段落、新庁舎での執務態勢が全員協力のものでできあがつた。

長年月の使用で汚くなり、狭いに見つた旧庁舎ではあつたが、色々な想い出とともにもう一度と使用することのない旧庁舎に惜別の念を感じ得ない。

北口エレベーターホールで九階行きのエレベーターを持つ間、ランプの点滅がいかにも近代的な感じである。従前のエレベーターと異なり、今どの階にエレベーターがいるのかわからぬもかしきがあるのか、「なかなかエレベーターがこない」と不満を口にする人もなくはない。しかし、ランプがついたエレベーターが満員通過することはない。ランプのついたエレベーターは必ず止まる。また、コンピューターで一番効率よくエレベーターが動いているとも聞く。こんな革新的なシステムを取り入れると裁判所もやるもんだ、と思つた。それから、キンコーン、というチ



(全 景 墓 色)

編集後記

手元の高蔵広報誌のつづりを試みにひもと

いてみました。新庁舎に関する記事の第一報は、同誌の第

二百一十九号（昭和五十二年三月一日発行）にまでさかのぼります。それは、最高裁旧庁

舎跡地の地下工作物の撤去及び設計関係の費

用が昭和五十二年度の予算案に計上されたこ

とを報じています。以後、新設された管理課

についての記事まで含めると、工事の進ちょ

く状況、工事にまつわる話、新庁舎Qアンド

Aなど変化に富んだ内容の記事が、時には写

真入りで同誌の二百七十号（昭和五十九年三

月一日発行）までの間、実に十六回も掲載さ

れています。

たった一段の小さな開み記事である第一報

が長年の夢と期待を凝縮した新庁舎の一粒の

種子であるなら、続報は新庁舎の成長過程を

表わすといえるでしょう。そして、この度、

式辞、祝辞を始め、その種子を幾星霜にわた

りはぐんと来られた関係者の方々から數々

の玉稿をいただきました。また、温故知新、

旧庁舎時代をしのぶ座談会も編集することが

できました。これらの御協力がなければ、こ

れらの記念号の発行もできなかつたでしょう。

さに大輪の花を見る思いです。御多忙である

にもかかわらず執筆の依頼を快くお引き受け

くださった方々、座談会に御出席くださった

方々に厚くお礼申し上げます。

花は実を結ぶものと信じます。編集子一同、

新庁舎が永遠に緑のみずみずしい大木として

成長することを願つてやみません。